

胎内市公共下水道・農業集落排水・し尿等下水道投入 施設ほか包括的維持管理業務委託

要求水準書（案）

令和 8 年 9 月 1 日
上下水道課・市民生活課

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要求水準書は、参加者が業務提案書を作成するにあたり、別に示す資料と共に、業務に係る前提条件並びに市が求めるサービスの水準を定めるものである。

個々の業務に関する要件は、民間事業者の創意工夫を十分に活かすために仕様の表現を極力避けているが、参加者は本業務の目的及び各要件の意図を十分に酌み取り、優れた業務提案書を作成すること。

(業務の履行場所及び所在地)

第2条 本業務の履行場所、所在地及びその範囲は別表－1に示すとおりとする。

(業務対象設備)

第3条 主要な業務対象施設の概要は別表－1に示すとおりとする。

2 業務の対象とする主要な設備は別表1及び－2に示すとおりとする。

なお、し尿等下水道投入施設については、別表－2に掲げる機器を対象として、各機器の稼働状況及び日常点検・整備の実施状況を踏まえ、10年間の補修計画を作成するものとする。また、当該補修計画に基づく補修費について、必要に応じて参考見積書等を徴取し、概算補修費を算定のうえ、委託者に提出するものとする。当該補修計画は毎年度見直しを行い、最新の設備状況を反映したものとする。

(業務の範囲)

第4条 業務の範囲は、第2条に規定する各履行場所における第3条に規定する各施設の別表－3に定める業務とする。

(業務時間)

第5条 業務時間は次のとおりとする。

(1) 業務時間とは、施設の運転時間、管理時間をいい、各施設について以下のとおりとする。ただし、し尿等下水道投入施設については営業時間（投入受入時間）を設ける。

ア．中条浄化センターの業務時間は24時間終日とし、常駐とする。

イ．乙地区農業集落排水処理施設の業務時間は24時間終日とし、日常点検及び確認とする。

ウ．黒川地区農業集落排水処理施設の業務時間は24時間終日とし、日常点検及び確認とする。

エ．鼓岡地区農業集落排水処理施設の業務時間は24時間終日とし、日常点検及び確認とする。

オ．大長谷地区農業集落排水処理施設の業務時間は24時間終日とし、日常点検及び確認とする。

カ．し尿投入施設の業務時間は24時間終日とし、営業時間は土日祝及び12月29日から1月3日を除く8:30から17:00までとする。

(指定業務の場合)

第6条 別表－3に定める維持管理業務については、次により行うこと。

(1) 業務の内容は、本要求水準書によること。

(2) 受託者は、各業務の施行に当たってあらかじめ現場責任者を定め、現場管理を行うこと。

(3) 各業務の施行者は、関係法令に適合した有資格者を適正に配置すること。

第2章 業務実施体制等一般

(業務管理)

第7条 施設の運転管理業務受託者（以下「受託者」という。）は、常に善良なる管理者の注意をもって、良識的な判断のもと、本業務が円滑に実施できる体制を整えて、共同企業体の構成員が協力しあい業務を履行すること。

- 2 受託者は、業務の履行に当たっては、常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫及び設備の保全に努めること。
- 3 受託者は、周辺地域住民に対して十分に協調を保ち、業務の円滑な遂行を期すこと。

(管理業務の内容)

第8条 管理業務の内容は、別表－4に示す業務を含み計画すること。

(業務記録等の整備)

第9条 受託者は、業務記録等業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備すると共に委託者が用意したシステムヘデータを入力し、委託者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。

(業務書類等)

第10条 受託者は、業務の履行に当たり、次に示す業務書類等を期限までに委託者に提出すること。なお、提出する業務書類等は別表－5の内容を含むこと。

- (1) 契約後遅滞なく提出する書類
契約締結後10日以内、変更の場合は変更後14日以内に提出すること。
- (2) 年度業務開始前に提出する書類
各年度の業務開始日の14日前までに提出すること。
- (3) 履行開始時に提出する書類
- (4) 年度業務完了後に提出する書類
業務完了後速やかに提出すること。
- (5) 月間業務計画書
毎月分を前月末日までに提出すること。なお、提出にあたっては予め委託者と協議すること。
- (6) 月間業務報告書等
毎月分を翌月の10日までに提出すること。ただし、委託者が別に認めた場合は除く。
- (7) 日報
1週間分をまとめて、翌週火曜日までに提出すること。なお、火曜日が祝日の場合は月曜日までに提出すること。
- (8) 保守点検記録
点検後速やかに提出すること。
- (9) その他
その都度提出すること。

2 業務書類等の様式は、あらかじめ委託者と協議して定めること。なお、各業務書類の内容は、前受託者の同種書類と同等以上の項目及び内容を含むこと。

(職階の基準等)

第11条 受託者は、業務の履行に必要な各職階の従事者を配置し、職務分担を定め、その組織表を委託者に提出して承認を受けること。また、変更がある場合も同様とする。

(総括責任者の職務)

第12条 総括責任者の職務は、次に示すとおりとすること。

- (1) 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督を行うこと。
- (2) 監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 契約書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (4) 完成図書等から施設の機能を完全に掌握し、能率的かつ経済的な運用を図ること。
- (5) 従事者の現場研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。

- (6) 設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる態勢を整えること。
- 2 総括責任者は別表－6に示す基準を満たすこと。

(副総括責任者の指定及び職務)

- 第13条 受託者は、業務を開始するときは、総括責任者の業務を補佐する副総括責任者を定めること。
- 2 副総括責任者は別表－6に示す基準を満たすこと。
- 3 副総括責任者が1ヶ月以上の不在が想定される場合は、新たに選任すること。
- 4 副総括責任者は、総括責任者が不在のときは、総括責任者に代わって忠実にその職務を行うこと。

(有資格者の配置、作業主任者の選任等)

- 第14条 受託者は、業務の履行に必要とする有資格者を配置するとともに、必要な作業主任者を選任すること。
- 2 受託者は、前項の規定による作業主任者を委託者に報告すること。また、変更がある場合も同様とする。
- 3 有資格者は別表－7に示す基準を満たすよう配置すること。

(従事者の届出)

- 第15条 受託者は、従事者の経歴書(写真添付)、職種及び職務分担並びに有資格者にあつては資格取得を証明する書面の写しを添えて委託者に届け出ること。また、異動がある場合も同様とする。

(業務の引継ぎ方法)

- 第16条 前受託者及び後受託者との業務の引継ぎ方法は、次により行うこと。
- (1) 業務内容の引継ぎは、業務及び設備機器ごとに作業手順、各設備機器特有の運転方法、特徴、各設備の保守点検項目及び異常判定基準、各設備の調節状況並びに注意事項等を記載した書面、受託期間中の点検整備修繕記録等及び実作業を通じて引継ぐこと。
- (2) 引継ぎは、原則として1人の引継者に対して1人以上の引受者が受けること。
- (3) その他、委託者が指示した内容について引継ぐこと。

(安全衛生管理)

- 第17条 受託者は、従事者の労務管理及び安全衛生管理について十分な注意を払い、事故の防止に努めること。
- 2 安全衛生管理業務の内容は、別表－8に示す業務を含み計画すること。
- 3 受託者は、施設の作業(工事、点検、整備及びその他作業をいう。)の実施にあたり安全管理対策及び安全管理組織表等を定め、従事者に遵守させること。
- 4 前項の策定に当たっては、委託者と協議のうえ作成すること。
- 5 受託者は、労働安全衛生法第65条第1項の規定により必要な作業環境測定を実施すること。

(保安教育及び訓練)

- 第18条 受託者は、施設の保安に関し必要な知識及び技能の教育並びに事故その他災害が発生したときの処置についての実地指導訓練に従事者に行い、その内容を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、委託者が行う保安教育及び訓練に協調して、従事者に行わせること。

(現場事務所の自主管理)

- 第19条 受託者は、施設の一部を現場事務所として使用する場合には、責任を持ってその維持管理を行うこと。

(従事者の服装及び態度)

第 20 条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、また、態度についても部外者から指摘を受けないようにすること。

(火災の防止)

第 21 条 受託者は、施設の火災を未然に防止するため、箇所ごとに防火責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底すること。

(天災等への準備)

第 22 条 受託者は、豪雨、出水、豪雪、感染症拡大その他天災等に対しては、平素から気象情報等に十分注意を払い、常にそれに対処できるよう準備しておくこと。

(緊急時の体制)

第 23 条 受託者は、災害、故障、事故及び異常流入が発生した場合又は発生することが予想され、施設の機能等に重大な支障を生じる恐れがある場合において、直ちにこれに対応できる体制をあらかじめ確立して、委託者に届け出ること。

2 受託者は、災害時及び災害の発生が予想される場合に、胎内市地域防災計画及び委託者が策定した各種要領等に基づき委託者がとった体制に協調して、これに対処すること（臨機の対応を行うこと）。

3 受託者は地震、感染症の拡大等の事象が発生した場合における業務継続計画をあらかじめ策定し、委託者に提出すること。

第 3 章 運転管理業務

(運転管理)

第 24 条 受託者は、施設の構造、諸性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転管理に精通していること。

2 受託者は、現有施設能力を適正かつ十分に活用すること。

(運転操作監視業務の内容)

第 25 条 運転操作監視業務の内容は、別表－9 に示す業務を含み計画すること。

(物品等調達業務の内容)

第 26 条 物品等調達業務の内容は、別表－10 に示す業務を含み計画すること。

(受託者が負担する物品)

第 27 条 受託者が負担する物品は、別表－11 の内容を含むこと。

(薬品の調達及び管理)

第 28 条 別表－12 に定める薬品の調達及び管理を行うこと。

2 調達する薬品は別表－12 に示す仕様を満たすこと。

3 業務開始後初めて納入するとき及び納入する銘柄又は性状を変更するときは、納入しようとする薬品の規格、性能等を示す文書を予め委託者に提出し承諾を得ること。

(廃棄物の取扱い)

第 29 条 業務に伴い発生する廃棄物は、廃棄物保管場所に廃棄物の種類ごとに分別して保管し、処分は適正な方法で行うこと。

2 契約期間内に発生した廃棄物は契約期間内に処分すること。ただし委託者が認めたものは除く。

3 受託者が処分する廃棄物は別表－13 の内容を含むこと。

(水質試験等業務の内容)

第 30 条 水質試験等業務の内容は、別表－14 に示す業務を含み計画すること。

第 4 章 保守点検・維持業務

(保守点検業務の内容)

第 31 条 保守点検業務の内容は、別表－15 に示す業務を含み計画すること。

(施設等の一般管理)

第 32 条 受託者は、施設の設定機器、工具備品等の盗難及び破損並びに施設への侵入者の防止について、十分注意を払うこと。

(修繕等業務の内容)

第 33 条 修繕等業務の内容は、別表－16 に示す業務を含み計画すること。

2 修繕を各専門工事業者が行う場合は、総合的な管理を行うこと。

(場内整備等環境保全対策業務の内容)

第 34 条 受託者は、業務の実施に当たり、環境保全に努めるとともに可能な限り環境負荷の低減に配慮すること。

2 環境保全対策業務の内容は、別表－17 に示す業務を含み計画すること。

3 施設及び周辺の環境保持のために自ら行う環境保全対策を計画すること。

4 業務履行場所の清掃、除草及び整理整頓等を行い常に清潔さと美観の維持、並びに臭気漏れ防止に努めること。

第 5 章 水質管理基準等

(管理基準)

第 35 条 中条浄化センター及び農業集落排水処理場から排出される放流水質、流入水、脱水汚泥に関する基準を別表に定めるもののほか運転管理、設備維持及び投入量・水質管理を適正に行い、施設の機能を十分に発揮できるよう効率的かつ経済的及び安全に業務を履行するものとする。

2 中条浄化センター及び農業集落排水処理場から排出される放流水質基準及び流入水基準、脱水汚泥に関する基準については次の各号における設定基準を遵守しなければならない。

(1) 放流水質に関する基準は別表－18 に示すとおりとする。

(2) 流入基準に関する基準は別表－19 に示すとおりとする。

(3) 脱水汚泥に関する基準は別表－23 に示すとおりとする。

(基準を満足しなかった場合)

第 36 条 中条浄化センター及び農業集落排水処理場から排出される放流水質、流入水及び中条浄化センターから排出される脱水汚泥が契約基準を満たさなかった場合については、次の各号における対策を講じなければならない。

(1) 放流水が放流水質を満足しない場合は別表－20 に示すとおり対応策を講じることとする。

(2) 流入基準超過の場合の対応方法は別表－21 及び別表－22 に示すとおり対応策を講じることとする。

(3) 汚泥に関する基準を満足しない場合は別表－24 に準じた対応策を講じることとする。

第6章 罰則

(発注者の指示に従わない場合)

第37条 前条の対応策に応じない場合は、やむを得ない事態による場合を除き状況に応じて、次の各号における罰則を適用するものとする。

- (1) 放流水が放流水質を満足しない場合は、別表－20に示すとおりとする。
- (2) 流入基準超過の場合は、別表－21及び別表－22に示すとおりとする。
- (3) 汚泥に関する基準を満足しない場合は、別表－24に示すとおりとする。

第7章 管理費用範囲

(経費の負担)

第38条 受託者が負担すべき固定的経費業務以外の指定項目における経費は、別表－25に示すとおりとする。

第8章 その他

(社会貢献等業務の内容)

第39条 社会貢献等業務の内容は、別表－27に示す業務を含み計画すること。

(別表－１) (第３条関係)

主要な業務対象施設の概要

公共下水道

終末処理場

計画及び施設能力

施設名称	中条浄化センター	
供用開始年月日	平成４年 10 月 16 日	
所在地	新潟県胎内市塩津字堀下 573-2	
敷地面積	2.47ha	
下水排除方式	分流式	
放流先	２級河川堀川 （水質環境基準：B-ア）	
処理方式（水処理）	標準活性汚泥法	
処理方式（汚泥処理）	濃縮＋脱水	
水処理系列	４／４系列	
水処理運用年	1/4 系列	平成４年度 処理能力 2,800 m ³ /日
	2/4 系列	平成７年度 処理能力 5,600 m ³ /日
	4/4 系列	平成 22 年度 処理能力 11,500 m ³ /日
処理水量能力	11,500 m ³ /日	
主ポンプ設備能力（時間最大）	10.8 m ³ /分	
流入予定水質	BOD	287mg/l
	SS	222mg/l
流出予定水質	BOD	15mg/l （除去率 94.8％）
	SS	20mg/l （除去率 91.0％）
計画発生汚泥	1,378dskg/日	
その他	井水施設	取水ポンプ場 設置場所：胎内市弥彦岡 623-2 付近

前年度実績

[令和 6 年度実績]

年間流入水量	2,416,922 m ³ /年	
日最大流入水量	8,346 m ³ /日（雨天時） 6,706 m ³ /日（晴天時）	
日平均流入水量	7,237 m ³ /日（雨天時） 6,370 m ³ /日（晴天時）	
年間平均流入水質	BOD	218.6mg/l
	SS	175.7mg/l
年間発生汚泥量	336.3dst/年	

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	並槻1マンホールポンプ場	胎内市並槻 1531-2	設置	
2	並槻2マンホールポンプ場	胎内市並槻 1376-63	設置	
3	並槻3マンホールポンプ場	胎内市羽黒 2599-1	設置	
4	並槻4マンホールポンプ場	胎内市羽黒 1862	設置	
5	野中1マンホールポンプ場	胎内市羽黒 1403-1	設置	
6	楡形1マンホールポンプ場	胎内市中条 2539-1	設置	
7	楡形2マンホールポンプ場	胎内市中条 2533-7	設置	
8	半山1マンホールポンプ場	胎内市中条 3207-1	設置	
9	半山2マンホールポンプ場	胎内市半山 2-5	設置	
10	半山3マンホールポンプ場	胎内市飯角 11-8	設置	
11	半山4マンホールポンプ場	胎内市飯角 11-3	設置	
12	半山5マンホールポンプ場	胎内市半山 7-1	設置	
13	半山6マンホールポンプ場	胎内市中条 3115-2	設置	
14	長橋1マンホールポンプ場	胎内市長橋 下 199	設置	
15	長橋2マンホールポンプ場	胎内市長橋 上 130	設置	
16	長橋3マンホールポンプ場	胎内市長橋 上 288	設置	
17	長橋4マンホールポンプ場	胎内市長橋 下 108-7	設置	
18	長橋5マンホールポンプ場	胎内市船戸 633-1	-	電力休止中
19	水沢町1マンホールポンプ場	胎内市関沢 27-1	設置	
20	大川町マンホールポンプ場	胎内市大川町 3343-2	設置	
21	柴橋1マンホールポンプ場	胎内市東川内 75-1	設置	
22	柴橋2マンホールポンプ場	胎内市柴橋 242	設置	
23	柴橋4マンホールポンプ場	胎内市柴橋 20	設置	
24	柴橋5マンホールポンプ場	胎内市柴橋 213	設置	
25	新館1マンホールポンプ場	胎内市新館 381	設置	
26	新館2マンホールポンプ場	胎内市西川内 94-1	設置	
27	新館3マンホールポンプ場	胎内市西川内 17	設置	
28	新館4マンホールポンプ場	胎内市新館 675	バトライト	
29	寅田1マンホールポンプ場	胎内市寅田 341	設置	
30	寅田2マンホールポンプ場	胎内市八田 238	設置	
31	寅田3マンホールポンプ場	胎内市小舟戸 773-1	設置	

	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
No.				
32	寅田4マンホールポンプ場	胎内市船戸 779	設置	
33	塩津1マンホールポンプ場	胎内市弥彦岡 25	設置	
34	塩津2マンホールポンプ場	胎内市塩津 16	設置	
35	塩津3マンホールポンプ場	胎内市城塚 359-4	設置	
36	塩津4マンホールポンプ場	胎内市城塚 586-6	設置	
37	塩津5マンホールポンプ場	胎内市城塚 322-1	設置	
38	塩津6マンホールポンプ場	胎内市城塚 1	設置	電力休止中
39	江上マンホールポンプ場	胎内市本郷町 460-3	設置	
40	本郷1マンホールポンプ場	胎内市本郷町 423	設置	
41	本郷2マンホールポンプ場	胎内市本郷町 562-1	設置	
42	西条1マンホールポンプ場	胎内市西条町 397	設置	
43	西条2マンホールポンプ場	胎内市西条町 210	設置	
44	西条3マンホールポンプ場	胎内市赤川 2910	設置	電力休止中
45	赤川1マンホールポンプ場	胎内市赤川 1521-1	設置	
46	赤川2マンホールポンプ場	胎内市赤川 699-1	設置	
47	赤川3マンホールポンプ場	胎内市赤川 2109	設置	
48	鴻ノ巣1マンホールポンプ場	胎内市鴻の巣 2211-1	設置	
49	高浜1マンホールポンプ場	胎内市高畑 2024-1	設置	
50	高浜2マンホールポンプ場	胎内市高畑 2384-2	設置	
51	高浜3マンホールポンプ場	胎内市高畑 1980-1	設置	
52	高浜4マンホールポンプ場	胎内市高畑 2837-7	設置	
53	高浜5マンホールポンプ場	胎内市宮瀬 2116	設置	
54	高浜6マンホールポンプ場	胎内市高畑 1166	設置	
55	笹口浜マンホールポンプ場	胎内市笹口浜 1001-3	設置	
56	中村浜1マンホールポンプ場	胎内市中村浜 860	設置	
57	中村浜2マンホールポンプ場	胎内市中村浜 966	パトライト	
58	村松浜1マンホールポンプ場	胎内市村松浜 2370-254	設置	
59	村松浜2マンホールポンプ場	胎内市村松浜 840-8	設置	
60	村松浜3マンホールポンプ場	胎内市村松浜 1294-6	設置	
61	村松浜4マンホールポンプ場	胎内市村松浜 1634-1	設置	
62	村松浜5マンホールポンプ場	胎内市村松浜 1986-1	設置	
63	村松浜6マンホールポンプ場	胎内市村松浜 2128-1	設置	

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
64	山王1マンホールポンプ場	胎内市山王 636	設置	
65	下高田1マンホールポンプ場	胎内市下高田 529	設置	
66	下高田2マンホールポンプ場	胎内市下高田 1069-22	設置	
67	築地1マンホールポンプ場	胎内市築地新 73	設置	
68	築地2マンホールポンプ場	胎内市築地 1460	設置	
69	築地3マンホールポンプ場	胎内市築地 3508	設置	
70	築地4マンホールポンプ場	胎内市築地 3400-3	設置	
71	築地5マンホールポンプ場	胎内市築地 1300	設置	
72	築地 7(桜井宅前)マンホールポンプ場	胎内市築地 2071-2	パトライト・ブザー	
73	高橋マンホールポンプ場	胎内市高橋 394-1	設置	
74	竹島1マンホールポンプ場	胎内市高橋 1455	設置	
75	竹島2マンホールポンプ場	胎内市苔実 546	設置	
76	竹島3マンホールポンプ場	胎内市竹島 1770	設置	
77	竹島4マンホールポンプ場	胎内市宮川 252	設置	
78	大沼宅 家庭用ポンプ	胎内市東本町 20-27	-	
79	奥村宅 家庭用ポンプ	胎内市東本町 13-94	-	
80	小林宅 家庭用ポンプ	胎内市村松浜 1174	-	
81	齊藤宅 家庭用ポンプ	胎内市羽黒 1862	パトライト・ブザー	
82	双翔 家庭用ポンプ	胎内市羽黒 1862-11	パトライト・ブザー	

終末処理場

計画及び施設能力

施設名称		乙地区農業集落排水処理施設
供用開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日
所在地		新潟県胎内市八幡 960 番地
敷地面積		0.96ha
下水排除方式		分流式
放流先		2 級河川胎内川 （水質環境基準：B-ア）
処理方式（水処理）		オキシデーションディッチ法 JARS-OD96 型
処理方式（汚泥処理）		濃縮 ※濃縮後に中条浄化センターで集約処理
水処理系列		2 系列
水処理運用年	1/2 系列	平成 18 年度 処理能力 960 m ³ /日
	2/2 系列	平成 18 年度 処理能力 960 m ³ /日
処理水量能力		1,920 m ³ /日
流入予定水質	BOD	200mg/l
	SS	200mg/l
流出予定水質	BOD	20mg/l（除去率 90%）
	SS	50mg/l（除去率 75%）
計画発生汚泥		65.0dskg/日

前年度実績

[令和 6 年度実績]

年間流入水量		281, 373 m ³ /年	
日最大流入水量		892. 5 m ³ /日（雨天時）	853. 3 m ³ /日（晴天時）
日平均流入水量		822. 1 m ³ /日（雨天時）	818. 6 m ³ /日（晴天時）
年間平均流入水質	BOD	145. 0mg/l	
	SS	152. 5 m ³ /l	
年間発生汚泥量		19. 44dst/年	

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	桃崎浜1マンホールポンプ場	胎内市桃崎浜 462	設置	
2	桃崎浜2マンホールポンプ場	胎内市桃崎浜 473	設置	
3	桃崎浜3マンホールポンプ場	胎内市桃崎浜 235-1	設置	
4	桃崎浜4マンホールポンプ場	胎内市乙 2239	設置	
5	乙1マンホールポンプ場	胎内市乙 1503-26	設置	
6	乙2マンホールポンプ場	胎内市乙 1427-4	-	
7	乙3マンホールポンプ場	胎内市乙 635-2	設置	
8	乙4マンホールポンプ場	胎内市乙 1160-2	設置	
9	乙6マンホールポンプ場	胎内市乙 1053-2	設置	
10	乙8マンホールポンプ場	胎内市乙 2781	設置	
11	乙9マンホールポンプ場	胎内市乙 854-12	設置	
12	乙 10 マンホールポンプ場	胎内市乙 1005	設置	
13	大出1マンホールポンプ場	胎内市大出 1787-2	設置	
14	大出2マンホールポンプ場	胎内市大出 1539-1	設置	
15	大出3マンホールポンプ場	胎内市大出 1511	設置	
16	大出4マンホールポンプ場	胎内市大出 2076	設置	
17	江尻1マンホールポンプ場	胎内市江尻 215	設置	
18	江尻2マンホールポンプ場	胎内市江尻 118	設置	
19	江尻3マンホールポンプ場	胎内市古館 1080	設置	
20	地本1マンホールポンプ場	胎内市地本 1017	設置	
21	菅田1マンホールポンプ場	胎内市菅田 1162-17	設置	
22	菅田2マンホールポンプ場	胎内市菅田 640-1	設置	
23	菅田3マンホールポンプ場	胎内市山屋 498	設置	
24	菅田4マンホールポンプ場	胎内市菅田 480-2	設置	
25	山屋1マンホールポンプ場	胎内市山屋 557-1	設置	
26	十二天1マンホールポンプ場	胎内市十二天 209-1	設置	
27	十二天2マンホールポンプ場	胎内市十二天 668-2	設置	
28	西浦 21 号マンホールポンプ場	胎内市近江新 779-6	設置	
29	平木田1マンホールポンプ場	胎内市平木田 1605-8	設置	
30	平木田2マンホールポンプ場	胎内市平木田 1703-1	設置	
31	平木田3マンホールポンプ場	胎内市平木田 1277-1	設置	

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
32	柳原1マンホールポンプ場	胎内市平木田 252	設置	
33	中小屋1マンホールポンプ場	胎内市平木田 494	設置	
34	横道1マンホールポンプ場	胎内市横道 359-1	設置	
35	土作1マンホールポンプ場	胎内市土作 494	設置	
36	高野1マンホールポンプ場	胎内市高野 1286	設置	
37	高野2マンホールポンプ場	胎内市高野 1296	設置	
38	高野3マンホールポンプ場	胎内市高野 1362	設置	
39	高野4マンホールポンプ場	胎内市高野 1482-2	設置	
40	八幡1マンホールポンプ場	胎内市八幡 434-1	設置	
41	八幡2マンホールポンプ場	胎内市八幡 216	設置	
42	八幡3マンホールポンプ場	胎内市八幡 486	設置	
43	八幡4マンホールポンプ場	胎内市八幡 577-1	設置	
44	荒井浜1マンホールポンプ場	胎内市荒井浜 169	設置	
45	荒井浜2マンホールポンプ場	胎内市荒井浜 887-3	設置	
46	荒井浜3マンホールポンプ場	胎内市荒井浜 1331-1	設置	
47	荒井浜4マンホールポンプ場	胎内市荒井浜 1018	設置	
48	天木セメント宅 家庭用ポンプ	胎内市乙 685-3	バトライト	電力:村上エリア
49	井上・南波・川崎宅 家庭用ポンプ	胎内市乙 1065	バトライト	
50	時田・丸岡宅 家庭用ポンプ	胎内市乙 1046	バトライト	
51	齋藤宅 家庭用ポンプ	胎内市乙 176	-	
52	阿部建設 家庭用ポンプ	胎内市乙 2114-33	バトライト	
53	河内宅 家庭用ポンプ	胎内市大出 911-5	バトライト	
54	鉄砲園 家庭用ポンプ	胎内市大出 605-6	バトライト	
55	常光寺 家庭用ポンプ	胎内市十二天 347	バトライト	
56	花野宅 家庭用ポンプ	胎内市江尻 157	バトライト	
57	平山宅 家庭用ポンプ	胎内市平木田 409-5	バトライト	

終末処理場

計画及び施設能力

施設名称	黒川地区農業集落排水処理施設	
供用開始年月日	平成9年7月1日	
所在地	新潟県胎内市近江新 111 番地 1	
敷地面積	0.44ha	
下水排除方式	分流式	
放流先	1 級河川烏川 （水質環境基準：AA-ア）	
処理方式（水処理）	オキシデーションディッチ法 JARS-OD96 型	
処理方式（汚泥処理）	濃縮 ※濃縮後に中条浄化センターで集約処理	
水処理系列	2 系列	
水処理運用年	1/2 系列	平成9年度 処理能力 755 m ³ /日
	2/2 系列	平成9年度 処理能力 755 m ³ /日
処理水量能力	1,511 m ³ /日	
流入予定水質	BOD	200mg/l
	SS	200mg/l
流出予定水質	BOD	20mg/l （除去率 90%）
	SS	50mg/l （除去率 75%）
計画発生汚泥	11.8dskg/日	

前年度実績

[令和6年度実績]

年間流入水量	309,285 m ³ /年	
日最大流入水量	1,405 m ³ /日（雨天時） 1,065 m ³ /日（晴天時）	
日平均流入水量	1,050 m ³ /日（雨天時） 959 m ³ /日（晴天時）	
年間平均流入水質	BOD	185.8mg/l
	SS	212.5mg/l
年間発生汚泥量	4.98dst/年	

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	塩沢 2 号マンホールポンプ場	胎内市塩沢 379-1	設置	
2	蔵王 1 号マンホールポンプ場	胎内市蔵王 522	設置	
3	切田 1-0 号マンホールポンプ場	胎内市切田 9-8	設置	電力:村上エリア
4	新成工業前 3 号 簡易ポンプ場	胎内市蔵王 115	バトライト	
5	下江端 9 号マンホールポンプ場	胎内市下江端 97	設置	
6	東牧寺前 8 号マンホールポンプ場	胎内市東牧 215	設置	
7	東牧 7 号マンホールポンプ場	胎内市東牧 966-1	設置	
8	コンビニ脇 19 号マンホールポンプ場	胎内市近江新 220-1	設置	
9	工業団地前 22 号マンホールポンプ場	胎内市黒川 91	設置	
10	小野鉄工前 12 号マンホールポンプ場	胎内市黒川 1275 甲	設置	
11	柿の沢川 16 号マンホールポンプ場	胎内市下赤谷 297-1	設置	
12	中砥沢川 17 号マンホールポンプ場	胎内市太田野原 62-62	設置	
13	樽ヶ橋遊園 15 号マンホールポンプ場	胎内市下赤谷 358-2	設置	
14	土地改良区 14 号マンホールポンプ場	胎内市羽黒 2584-1	設置	
15	戸ノ裏川 13 号マンホールポンプ場	胎内市下館 23-3	設置	
16	胎内ドライブイン 20 号 簡易ポンプ場	胎内市黒川 7	バトライト	

終末処理場

計画及び施設能力

施設名称		鼓岡地区農業集落排水処理施設
供用開始年月日		平成 14 年 12 月 16 日
所在地		新潟県胎内市鼓岡 1681 番地 1
敷地面積		0.32ha
下水排除方式		分流式
放流先		2 級河川胎内川 （水質環境基準：AA-ア）
処理方式（水処理）		回分式活性汚泥法 JARS-XI96 型
処理方式（汚泥処理）		濃縮 ※濃縮後に中条浄化センターで集約処理
水処理系列		2 系列
水処理運用年	1/2 系列	平成 14 年度 処理能力 574 m³/日
	2/2 系列	平成 14 年度 処理能力 574 m³/日
処理水量能力		1,511 m³/日
流入予定水質	BOD	200mg/l
	SS	200mg/l
流出予定水質	BOD	20mg/l （除去率 90％）
	SS	50mg/l （除去率 75％）
計画発生汚泥		15.0dskg/日

前年度実績

[令和 6 年度実績]

[排水] 排水実績		[排水] 排水実績	
年間流入水量		172,060 m³/年	
日最大流入水量		776.5 m³/日 (雨天時)	550.9 m³/日 (晴天時)
日平均流入水量		605.6 m³/日 (雨天時)	515.7 m³/日 (晴天時)
年間平均流入水質	BOD	58.7mg/l	
	SS	71.1mg/l	
年間発生汚泥量		4.92dst/年	

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	夏井No.21 マンホールポンプ場	胎内市夏井 76	設置	
2	坪穴No.25 マンホールポンプ場	胎内市栗木野新田 244-1	設置	
3	坪穴No.26 マンホールポンプ場	胎内市坪穴 567-33	設置	
4	坪穴No.27 マンホールポンプ場	胎内市坪穴 256-2	設置	
5	坪穴No.28 マンホールポンプ場	胎内市坪穴 380	設置	
6	栗木野No.23 マンホールポンプ場	胎内市栗木野新田 416-8	設置	
7	鼓岡No.4 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1387-1	設置	
8	鼓岡No.5 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1324-3	設置	
9	鼓岡No.6 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1239-2	設置	
10	鼓岡No.7 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1260-1	設置	
11	鼓岡No.8 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1562	設置	
12	鼓岡No.9 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 449	設置	
13	鼓岡No.10 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 146	設置	
14	鼓岡No.11 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 200-1	設置	
15	鼓岡No.12 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 1467-1	設置	
16	坂井No.13 マンホールポンプ場	胎内市坂井 2198	設置	
17	坂井No.14 マンホールポンプ場	胎内市坂井 2228-1	設置	
18	坂井No.15 マンホールポンプ場	胎内市坂井 126	設置	
19	坂井No.16 マンホールポンプ場	胎内市坂井 1904	設置	
20	坂井No.17 マンホールポンプ場	胎内市坂井 1710-1	設置	
21	坂井No.19 マンホールポンプ場	胎内市坂井 981-1	設置	
22	坂井No.20 マンホールポンプ場	胎内市坂井 972-3	設置	
23	坂井No.18 マンホールポンプ場	胎内市坂井 477-15	設置	
24	熱田坂No.2 マンホールポンプ場	胎内市熱田坂 277-4	設置	
25	宮久No.1 マンホールポンプ場	胎内市宮久 884-5	設置	
26	宮久No.2 マンホールポンプ場	胎内市宮久 655-1	設置	
27	ビール園No.1 マンホールポンプ場	胎内市熱田坂 670-1	設置	
28	ビール園No.2 マンホールポンプ場	胎内市宮久 663-4	設置	
29	夏井大橋マンホールポンプ場	胎内市夏井 1191	設置	
30	胎内平マンホールポンプ場	胎内市夏井 1251	設置	
31	みゆき橋マンホールポンプ場	胎内市夏井 1204-24	設置	

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
32	尼池マンホールポンプ場	胎内市夏井 1251		電力休止中
33	フラワーパークマンホールポンプ場	胎内市夏井 1152-1	バトライト	
34	昆虫の家マンホールポンプ場	胎内市夏井 1204-1	バトライト	風倉発電所給電
35	今井宅 家庭用ポンプ	胎内市坪穴 831	バトライト	
36	夏井No.22 マンホールポンプ場	胎内市夏井 310	バトライト	
37	野球場マンホールポンプ場	胎内市熱田坂 670	バトライト	風倉発電所給電
38	キャンプ場マンホールポンプ場	胎内市夏井 1219	バトライト	電力休止中
39	栗木野No.24 マンホールポンプ場	胎内市栗木野新田 399-7	バトライト	電力休止中
40	鼓岡No.3 マンホールポンプ場	胎内市鼓岡 2415-7	バトライト	電力休止中

終末処理場

計画及び施設能力

施設名称	大長谷地区農業集落排水処理施設	
供用開始年月日	平成 19 年 4 月 1 日	
所在地	新潟県胎内市鍬江 725 番地 3	
敷地面積	0.17ha	
下水排除方式	分流式	
放流先	1 級河川鍬江沢川 (水質環境基準：AA-ア)	
処理方式 (水処理)	回分式活性汚泥法 JARS-XI96 型	
処理方式 (汚泥処理)	濃縮 ※濃縮後に中条浄化センターで集約処理	
水処理系列	1 系列	
水処理運用年	1/1 系列	平成 19 年度 処理能力 314 m ³ /日
処理水量能力	314 m ³ /日	
流入予定水質	BOD	200mg/l
	SS	200mg/l
流出予定水質	BOD	20mg/l (除去率 90%)
	SS	50mg/l (除去率 75%)
計画発生汚泥	8.3dskg/日	

前年度実績

[令和 6 年度実績]

年間流入水量	31,500 m ³ /年	
日最大流入水量	190.5 m ³ /日 (雨天時) 118.3 m ³ /日 (晴天時)	
日平均流入水量	132.0 m ³ /日 (雨天時) 92.9 m ³ /日 (晴天時)	
年間平均流入水質	BOD	138.0mg/l
	SS	151.5mg/l
年間発生汚泥量	1.36dst/年	

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	鍬江橋マンホールポンプ場	胎内市鍬江 786-4	設置	
2	鍬江3マンホールポンプ場	胎内市鍬江 818-1	設置	
3	鍬江1マンホールポンプ場	胎内市鍬江 720-1	設置	
4	鍬江2マンホールポンプ場	胎内市鍬江 809	設置	
5	鍬江4マンホールポンプ場	胎内市鍬江 842-1	設置	
6	鍬江5マンホールポンプ場	胎内市鍬江 413-1	設置	
7	鍬江6マンホールポンプ場	胎内市鍬江 294-1	設置	
8	鍬江7マンホールポンプ場	胎内市鍬江 202-8	設置	
9	鍬江8マンホールポンプ場	胎内市鍬江 95-2	設置	
10	長江橋マンホールポンプ場	胎内市小長谷 265-8	設置	
11	大長谷1マンホールポンプ場	胎内市大長谷 313-4	設置	
12	大長谷2マンホールポンプ場	胎内市大長谷 111-6	設置	
13	大長谷3マンホールポンプ場	胎内市大長谷 46-2	設置	
14	大長谷4マンホールポンプ場	胎内市大長谷 526-3	設置	
15	大長谷6マンホールポンプ場	胎内市大長谷 689-1	設置	
16	大長谷5マンホールポンプ場	胎内市大長谷 761	設置	
17	下荒沢1マンホールポンプ場	胎内市下荒沢 1075-44	設置	
18	下荒沢2マンホールポンプ場	胎内市下荒沢 1075-48	設置	
19	持倉1マンホールポンプ場	胎内市持倉 151-2	設置	
20	持倉2マンホールポンプ場	胎内市持倉 236-2	設置	
21	持倉3マンホールポンプ場	胎内市持倉 326	設置	
22	持倉4マンホールポンプ場	胎内市持倉 563-3	設置	
23	持倉5マンホールポンプ場	胎内市持倉 702	設置	
24	江田橋マンホールポンプ場	胎内市持倉 601-1	設置	
25	須巻1マンホールポンプ場	胎内市須巻 580-1	設置	
26	須巻2マンホールポンプ場	胎内市須巻 231-10	設置	
27	久保田橋マンホールポンプ場	胎内市須巻 194-1	設置	
28	黒俣1マンホールポンプ場	胎内市黒俣 284-1	設置	
29	黒俣2マンホールポンプ場	胎内市黒俣 701	設置	
30	黒俣3マンホールポンプ場	胎内市黒俣 668-2	設置	
31	黒俣4マンホールポンプ場	胎内市黒俣 545-1	設置	

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
32	鯉江9 家庭用ポンプ	胎内市鯉江 356-3	パトライト	
33	黒俣5 家庭用ポンプ	胎内市黒俣 643-3	パトライト	

し尿等下水道投入施設

計画及び施設能力

施設名称	胎内市し尿等下水道投入施設	
供用開始年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
所在地	新潟県胎内市塩津 562 番地	
敷地面積	390.04 m ²	
延床面積	653.51 m ²	
処理方式	し尿前処理施設・希釈放流方式（希釈倍率 30 倍以下）	
放流先	胎内市公共下水道（想定放流流量 870 m ³ /日）	
処理能力	29 kℓ/日（し尿 9 kℓ 浄化槽汚泥 20 kℓ）	
流入予定水質	BOD	し尿 7,600mg/l 浄化槽汚泥 4,700mg/l 混合液 5,600mg/l
	SS	し尿 6,100mg/l 浄化槽汚泥 9,000mg/l 混合液 8,100mg/l
放流予定水質	BOD	300mg/l
	SS	300mg/l
計画発生し渣	し尿 8kg-DS/m ³ 浄化槽汚泥 3kg-DS/m ³	
希釈水	二次処理水 取水量 830.5 m ³ /日以下 ※中条浄化センター最終沈殿池二次処理水槽より取水	
その他	井水施設	取水ポンプ場 設置場所:胎内市弥彦岡 623-2 付近

前年度実績

[令和 6 年度実績]

年間受入量	5,262,920kg/年
年間希釈水量	142,394 m ³
年間下水道放流量	145,513 m ³
年間発生し渣量	6,050kg/年

浄化槽処理区域

マンホールポンプ場

No.	機場名	設置場所(※付近)	通報装置	備考
1	高野茨島マンホールポンプ	胎内市高野茨島	パトランプ	

(別表－２) (第３条関係)

主要な設備・機器

公共下水道

終末処理場 中条浄化センター
設備

名称	仕様等	数量	設計諸元・実数値等
沈砂池	重力式平行流矩形池 幅 2.0m×長 2.0m	2 池	水面積負荷：1800 m ³ /日 m ³ /m ² ・日
細目スクリーン	自動除塵機 幅 1.0m×目幅 25 mm×70°	2 基	
最初沈殿池	平行流矩形 容量 528 m ³ 幅 4.0m×長 22.0m×深 3.0m	2 池	水面積負荷：50.0 m ³ /m ² ・日
反応タンク	容量 2937 m ³ 幅 4.0m×長 47.0m×深 5.0m×2 槽 幅 8.5m×長 47.0m×深 5.0m×1 槽	3 槽	標準活性汚泥法 滞留時間：8.00 時間
最終沈殿池	平行流矩形 容量 1872 m ³ 幅 4.0m×長 39.0m×深 3.0m	4 池	水面積負荷 20.0 m ³ /m ² ・日
滅菌池	複断面水路 容量 200 m ³ 水路断面積 2.0 m ² ×長 100m	1 池	接触時間 15.0 分以上
濃縮槽	重力式 容量 50 m ³ 内径 4.0m×深 4.0m	1 槽	固形物負荷：60.0～90.0kg/m ² ・日
脱水機	回転加圧式機械脱水機 0.3t/時	2 台	投入固形物負荷：0.3t/時
炭化装置	ケーキ処理量 300kg/時	1 基	ケーキ処理量 300kg/hr
受泥槽	容量 120 m ³ 幅 2.5m×長 7.0m×深 4.6m×2 槽	2 槽	有効容量：1 週間の受け入れ量以上 80 m ³

機器

名称	仕様等	数量
流入ゲート	角形外ネジ鉄製制水扉 電動機 1.5kw 700 mm×900 mm H	2 門
機械式スクリーン	自動除塵機 間欠式前面掻揚形 電動機 1.5kw 幅 1.0m×深 2.1m×目開 25 mm×70° 幅 1.0m×深 2.1m×目開 20 mm×70°	2 基
揚砂ポンプ	水中サンドポンプ φ 100 mm×0.5 m ³ /分×20m×7.5kw φ 100 mm×0.5 m ³ /分×20m×11kw	2 台
主ポンプ	水中汚水ポンプ φ 200 mm×3.5 m ³ /分×11kw×2 台 φ 200 mm×4.0 m ³ /分×12m×15kw×2 台	4 台 (内 1 台予備)
初沈スカムスキマ	電動パイプスキマ 電動機 0.4kw φ 300 mm×4000 mm	2 基
初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式 電動機 0.4kw 掻寄速度 0.6m/min	2 基
生汚泥ポンプ	陸上ポンプ φ 100 mm×0.5 m ³ /分×5.0m×1.5kw×2 台	2 台

名称	仕様等	数量
送風機	ルーツ式ブロワ φ 125 mm×10.0 m ³ /分×22.0kw×2 台 φ 200 mm×25.0 m ³ /分×55.0kw×1 台 φ 200 mm×30.0 m ³ /分×45.0kw×1 台	4 台 (内 1 台予備)
1 系反応タンク 散気装置	チャッキ弁付散気筒 12 本組/セット	8 セット
2 系反応タンク 散気装置	メンブレンパネル式散気装置 必要酸素供給量 710 kg O ₂ /日・槽 ばっ気風量 8.7 m ³ /分	10 枚
2 系反応タンク 攪拌装置	水中攪拌機 電動機 3.7kw 送風量 2.7 m ³ /分・台、送風量 5.2 m ³ /分・台	2 台
返送汚泥ポンプ	陸上ポンプ インバータ制御 φ 100 mm×1.1 m ³ /分×6.0m×3.7kw×4 台 φ 150 mm×2.0 m ³ /分×6.0m×5.5kw×2 台	6 台
余剰汚泥ポンプ	陸上ポンプ φ 100 mm×0.5 m ³ /分×5.0m×2.2kw×2 台	2 台
濃縮汚泥ポンプ	陸上ポンプ φ 100 mm×0.5 m ³ /分×9.0m×3.7kw×2 台	2 台
濃縮槽汚泥掻寄機	中央駆動懸垂型 電動機 0.4kw 描き寄せ速度 2.3m/分	1 基
汚泥移送ポンプ	陸上ポンプ φ 100 mm×0.5 m ³ /分×16.0m×5.5kw×2 台	2 台
雑用水ポンプ	給水ユニット 0.76 m ³ /分×2.5-4.4kgf/m ² ×3.7kw×2 台	2 台
次亜塩素注入ポンプ	一軸ネジポンプ (インバータ制御) φ 15 mm×25.3-215-430ml/分×0.2kw×2 台	2 台
ケーキ搬出コンベア	トラフ形ベルトコンベア 電動機 1.5kw ベルト速度 20m/分 搬送能力 3t/時	1 台
ケーキ貯留ホッパー	電動カットゲート式 電動機 0.75kw 容量 5 m ³ ロードセル式ホッパー重量計	1 基
脱臭設備	カートリッジ式 処理風量 20 m ³ /分 活性炭吸着	1 基
汚泥貯留槽攪拌機	水中攪拌機 電動機 2.0kw 攪拌量 15.6 m ³ 以上	2 台
終沈スカムスキマ	電動パイプスキマ 電動機 0.4kw φ 300 mm×4000 mm	4 基
終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式 電動機 0.4kw 掻寄速度 0.3m/min	4 基
汚泥供給ポンプ	一軸ネジポンプ (V S 制御) φ 100 mm×0.04-0.35 m ³ /分×30m×5.5kw×2 台	2 台
薬品供給ポンプ	一軸ネジポンプ (V S 制御) φ 50 mm×9.6-65.6L/分×30m×1.5kw×2 台	2 台
洗浄ポンプ	横軸多段渦巻ポンプ φ 65 mm×0.4 m ³ /分×50m×7.5kw×2 台	2 台
機械脱水機	回転加圧式 (インバータ制御) 電動機 11.0kw ろ過面積 3.0 m ² ×ろ過速度 55 kg-DS/m ² -h×2 台	2 台
汚泥運搬車	8 t 車農業集落排水施設からの濃縮汚泥を輸送	1 台
炭化装置	ケーキ処理量 300 kg/hr	1 基
受泥槽攪拌機	水中ミキサー (着脱式) 電動機 4.0kw 流量 16.1 m ³ /分 羽根径 Φ 350 mm	2 台

名称	仕様等	数量
場外汚泥移送ポンプ	一軸ネジポンプ φ 65 mm×0.02-0.07 mm/分×20m×2.2kw×2 台	2 台
消泡水ポンプ	陸上ポンプ φ 80 mm×0.6 m ³ /分×25m×5.5kw×2 台	2 台
井戸水移送ポンプ	陸上ポンプ φ 50 mm×0.25 m ³ /分×23.5m×3.7kw×2 台	2 台

中条処理区 マンホールポンプ場

名称	設備等	機場名
各マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、通報装置等	並槻 1 他 81機場
各マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等	
各マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等	

乙地区

終末処理場 乙地区農業集落排水処理施設
設備

名称	仕様等	数量	設計諸元・実数値等
荒目スクリーン	有効間隔 50 mm	1 台	処理能力：流入時間最大汚水量以上
ばっ気沈砂槽	容量 14.4 m ³ 幅 1.90m×長 1.90m×深 2.0m	2 槽	有効容量：流入時間最大汚水量の 3 分 間分以上 3.51 分
破碎機	1000～9100 m ³ /日	1 台	処理能力：流入時間最大汚水量以上
細目スクリーン	有効間隔 50 mm		(手掻き)
流量調整槽	容量 435 m ³ 幅 4.35m×長 8.40m×深 3.00m×2 槽 幅 4.35m×長 8.30m×深 3.00m×2 槽	4 槽	有効容量：日平均汚水量の 6 時間分以 上 6.66 時間
微細目スクリーン	有効間隔 2.0 mm	4 台	
汚水計量槽	容量 1.00 m ³ 幅 0.80m×長 1.60m×深 0.57m	1 槽	有効容量：日平均汚水量の 1 分間分以 上 0.91 分
オキシデーション ディッチ槽	容量 1352 m ³ 幅 3.5m×長 97.9m×深 2.0m	2 槽	BOD 容量負荷：0.3 kg/m ³ ・日以下 20.7 時間 0.257 kg/m ³ ・日
沈殿槽	容量 330 m ³ φ 9.0m×深 2.6m	2 槽	有効容量：日平均汚水量の 4 時間分以 上 5.05 時間 水面積負荷：15 m ³ /m ² ・日 12.3 m ³ /m ² ・日
散水ポンプ槽	幅 3.90m×長 2.10m×深 1.00m 容量 8.19 m ³	1 槽	有効容量：散水水量の 10 分間分以上 34.1 分
消毒槽	幅 3.9m×長 6.0m×深 1.0m 容 量 23.4 m ³	1 槽	有効容量：日平均汚水量 15 分間分以 上 21.4 分
濃縮槽	幅 2.80m×長 2.80m×深 2.65m 容量 35.5 m ³	2 槽	有効容量：余剰汚泥量の 2 日間程度 2.26 日
汚泥貯留槽	幅 4.35m×長 8.40m×深 4.00m 容量 290 m ³	2 槽	有効容量：濃縮汚泥量の 30 日分以上 34.6 日

機器

名称	仕様等	数量
自動荒目スクリーン	自動掻揚式スクリーン 有効目幅 5.0 mm×250 m ³ /h×電動機 0.025kw	1 台
沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ φ 80 mm×0.20 m ³ /分	2 台
破碎機	回転ドラム式 能力 1000～9100 m ³ /日 電動機 0.75kw	1 台
流量調整槽水中攪拌機	水中ミキサー（着脱式） φ 175 mm×3.5 m ³ /分×0.75kw	8 台
流量調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ（着脱式） φ 65 mm×0.273 m ³ /分×9.0m×1.5kw	6 台 (内 2 台予 備)
自動微細目スクリーン	チェーン走行式自動掻揚式 目幅 2.0 mm×45 m ³ /時 電動機 0.025kw	4 台 (内 2 台予 備)
し渣脱水機	スクリュウプレス式 60L/時×0.1kw	2 台
OD 槽攪拌装置	昇降式水中プロペラ式 φ 1400 mm×2 枚羽根×2.3kw	2 台

名称	仕様等	数量
OD 槽ばっ気装置	メンブレンゴム式ディフューザー 7 m ³ ・air/時・個 40.1 m ³ /時/2 槽 30 個/組 6 組/槽	12 組
沈殿槽汚泥掻寄機	中央駆動懸垂式 φ 9.0m×水深 3.6m×0.4kw 掻寄速度 2.1m/分	2 台
沈殿汚泥引抜ポンプ	自吸式陸上ポンプ インバータ制御 φ 100 mm×0.545 m ³ /分×8.0m×5.5kw	6 台 (内 2 台予備)
散水ポンプ	水中汚水ポンプ (着脱式) φ 50 mm×0.12 m ³ /分×19.0m×1.5kw	2 台
消毒タンク	密閉円筒式 容量 3 m ³ 次亜塩素酸ソーダ (12%) φ 1675 mm×1625 mm (直胴部)	1 基
消毒ポンプ	2 連ダイヤフラム式定量ポンプ φ 15 mm×5~25ml/分×1.0mpa×0.2w	2 台 (内 1 台予備)
濃縮汚泥引抜ポンプ	一軸ネジポンプ (インバータ制御) φ 80 mm 0.035-0.165 m ³ /分×10.0m×2.2kw	3 台 (内 1 台予備)
ばっ気ブロワ	陸上型ルーツブロワー (インバータ制御) φ 125 mm×10.1 m ³ /分×25.5kpa×11.0kw	6 台 (内 2 台予備)
ばっ気沈砂槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 40 mm×0.73 m ³ /分×34.4kpa×1.5kw	1 台
汚泥貯留槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 65 mm×2.42 m ³ /分×44.2kpa×3.7kw	1 台
微生物脱臭装置	散水循環生物脱臭方式 処理風量 15.0 m ³ /分 接触時間 12 秒	1 基

中条乙地区 マンホールポンプ場

名称	設備等	機場名
各マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、通報装置等	桃崎浜 1 他 56 機場
各マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等	
各マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等	

終末処理場 黒川地区農業集落排水処理施設
設備

名称	仕様等	数量	設計諸元・実数値等
スクリーンユニット	2.5 mm間隔	1 基	
ばっき沈砂槽	容量 9.0 m ³ 幅 1.5m×長 1.5m×深 4.0m	1 槽	滞留時間：時最大汚水量の 3 分間以上 3.61 分
流量調整槽	容量 358 m ³ 幅 7.2m×長 8.9m×深 2.8m	2 槽	滞留時間：日平均汚水量の 6 時間分以上 6.93 時間
汚水計量槽	容量 0.605 m ³ 幅 1.20m×長 1.80m×深 0.56m	1 槽	移送水量：0.892 m ³ /分（2 系列） 1.47 分
オキシデーション ディッチ槽	容量 1630 m ³ 幅 4.0m×長 89.5m×深 2.3m	2 槽	滞留時間：日平均汚水量の 27 時間分以上 30.4 時間
沈殿槽	容量 251 m ³ φ 8.0m×深 2.5m	2 槽	滞留時間：日平均汚水量の時間 4.69 時間 水面積負荷： 50 m ³ /m ² 12.8 m ³ /m ² ・日
返送汚泥計量槽	幅 1.20m×長 1.80m×深 0.56m	1 槽	移送水量：0.892 m ³ /分（2 系列） 1.05 分
散水ポンプ槽	容量 5.4 m ³ 幅 1.50m×長 4.50m×深 0.80m	1 槽	滞留時間：散水水量の 10 分間分以上 16.3 分
消毒槽	容量 19.2 m ³ 幅 1.5m×長 12.8m×深 1.0m	1 槽	滞留時間：日平均汚水量の 15 分間分以上 21.5 分
濃縮槽	容量 25.5 m ³ 幅 3.2m×長 3.2m×深 3.0m	1 槽	滞留時間：余剰汚泥量の 2 日間分程度 2.05 日
汚泥貯留槽	容量 409 m ³ 幅 6.40m×長 8.00m×深 4.50m	2 槽	貯留容量：濃縮汚泥量の 60 日分以上 61.9 日

機器

名称	仕様等	数量
マンホールポンプ	水中汚水汚物ポンプ 口径 150 mm×2.4 m ³ /分×9.0m×7.5kw	2 台
スクリーンユニット	ドラム回転式スクリーン 電動機 1.5kw 目幅 2.5 mm 210 m ³ /時	2 基
沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ φ 80 mm×Φ 100×0.20 m ³ /分	1 台
水中攪拌ポンプ	水中攪拌ポンプ 72 m ³ /h×3.7kw	4 台
流量調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ φ 80 mm×0.45 m ³ /分×8.0m×2.2kw	3 台 (内 1 台予備)
散水ポンプ	水中汚水ポンプ φ 65 mm×0.35 m ³ /分×20.0m×3.7kw	2 台
OD槽ばっ気攪拌装置	横軸式エアレーター φ 1.0m×L2.7m×7.3 kg O ₂ /時×11.0kw	2 台
沈殿槽汚泥掻寄機	中心駆動型 φ 8.0m×3000H×約 2m/分×0.4kw	2 基
返送汚泥引抜ポンプ (余剰汚泥ポンプ兼用)	無閉塞型汚泥ポンプ φ 100 mm×0.90 m ³ /分×9.0m×3.7kw	3 台 (内 1 台予備)

名称	仕様等	数量
濃縮汚泥引抜ポンプ	エアリフトポンプ $\phi 75 \text{ mm} \times \phi 100 \text{ mm} \times 0.74 \text{ m}^3/\text{分}$	1 台
エアリフト用ブロワ	陸上型ルーツブロワー $\phi 50 \text{ mm} \times 0.97 \text{ m}^3/\text{分} \times 1250 \text{ mm Aq} \times 5.5 \text{ mAq} \times 22.0 \text{ kw}$	1 台
汚泥貯留槽攪拌用ブロワ	陸上型ルーツブロワー（インバータ制御） $\phi 80 \text{ mm} \times 3.41 \text{ m}^3/\text{分} \times 5000 \text{ mm Aq} \times 7.5 \text{ kw}$	2 台
消毒器	固形塩素剤接触型 70 kg 入り	1 基

黒川地区 マンホールポンプ場

名称	設備等	機場名
各マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、通報装置等	塩沢 2 他 15 機場
各マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等	
各マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等	

終末処理場 鼓岡地区農業集落排水処理施設
設備

名称	仕様等	数量	設計諸元・実数値等
スクリーンユニット	有効間隔 2.0 mm	1 基	
微細目スクリーン	有効間隔 2.0 mm	1 基	
ばっ気沈砂槽	容量 7.2 m ³ 幅 2.0m×長 2.0m×深 1.8m	1 槽	有効容量：流入時最大汚水量の 3 分 間以上 3.63 分
流量調整槽	容量 322 m ³ 幅 9.75m×長 11.25m×深 3.0m	1 槽	有効容量：日平均汚水量の 7 時間分 以上 8.21 時間
汚水計量槽	容量 1.04 m ³ 幅 1.0m×長 2.8m×深 0.623m	1 槽	有効容量：計画移送水量の 1 時間分 程度 1.00 分
回分槽	容量 926 m ³ 幅 9.6m×長 9.75m×深 5.0m	2 槽	有効容量：移流計画汚水量の 22 時 間分以上 22.6 時 上澄水排出越流負荷 ：36 m ³ /m・時以下 27.9 m ³ /m・時 BOD 容積負荷：— 0.226 kg/m ³ ・日
散水ポンプ槽	容量 9.6 m ³ 幅 2.0m×長 4.8m×深 1.0m	1 槽	有効容量：散水量の 10 時間分以上 96.0 分
消毒槽	容量 16.3 m ³ 幅 1.7m×長 9.6m×深 1.0m	1 槽	有効容量：回分槽からの移送水量の 15 時間分以上 15.8 分
放流ポンプ槽	容量 16.3 m ³ 幅 3.4m×長 4.8m×深 1.0m	1 槽	有効容量：回分槽からの移送水量の 15 時間分以上 15.8 分
汚泥濃縮槽	容量 28.3 m ³ 幅 3.0m×長 3.0m×深 3.6m	1 槽	有効容量：余剰汚泥量の 2 日分程度 3.01 日
汚泥貯留槽	容量 421 m ³ 幅 4.5m×長 4.65m×深 5.0m 幅 4.5m×長 4.8m×深 5.0m ×各 2 槽	4 槽	有効容量：濃縮汚泥量の 80 日分以上 83.8 日

機器

名称	仕様等	数量
中継マンホールポンプ	水中スクリュウポンプ 口径 150 mm×1.89 m ³ /分×13.0m×7.5kw	2 台
スクリーンユニット	圧送流入型 電動機 1.5kw 目幅 2.0 mm×φ 700 mm×長 4700 mm 処理水量 1.89 m ³ /分	1 基
自動微細目スクリーン	目幅 2.0 mm 電動機 0.04kw 600W×1655L×1270H 処理水量 190 m ³ /h	1 台
流量調整ポンプ	汚物用水中ハイスピンポンプ φ 100 mm×1.03 m ³ /分×8.5m×3.7kw	2 台 (内 1 台予備)
攪拌装置 (流量調整槽)	水中エジェクターポンプ 吸気管口径 50 mm×送気量 65 m ³ /h×3.7kw	4 台
ばっ気攪拌装置	水中エアミキサー φ 100 mm×送気量 6.21 m ³ /分×5.5kw	2 台

名称	仕様等	数量
上澄水排出装置	フロート式上澄水排出装置 φ1000 mm×700 mm H 排水能力 61.3 m ³ /時	2 基
回分槽汚泥引抜ポンプ	汚物用水中ブレードレスポンプ（着脱式） φ65 mm×0.235 m ³ /分×6.0m×0.75kw	2 台
散水ポンプ	汚物用水中うず巻ポンプ（着脱式） φ50 mm×0.10 m ³ /分×20.0m×1.5kw	1 台
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	定量ダイヤフラムポンプ φ15 Å×60ml/分×1.3mpa×0.1kw	2 台 (内 1 台予備)
次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	PE 製立置円筒密閉型タンク 2.0 m ³	1 基
放流ポンプ	汚物用水中ブレードレスポンプ（着脱式） φ100 mm×1.55 m ³ /分×8.50m×5.5kw	2 台 (内 1 台予備)
ばっき沈砂槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ32 mm×0.390 m ³ /分×32.4kpa×0.75kw	1 台
回分槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ80 mm×3.11 m ³ /分×54.0kpa×7.5kw	3 台 (内 1 台予備)
エアリフト用ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ25 mm×0.25 m ³ /分×52.0kpa×0.75kw	1 台
貯留槽用ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ65 mm×1.79 m ³ /分×54.0kpa×3.7kw	1 台
	オリフィスプレート式 φ125 mm	2 基

鼓岡地区 マンホールポンプ場

名称	設備等	機場名
各マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、通報装置等	夏井No, 2 1 他 39機場
各マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等	
各マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等	

終末処理場 大長谷地区農業集落排水処理施設
設備

名称	仕様等	数量	設計諸元・実数値等
スクリーンユニット	有効目幅 2.0 mm	1 基	
微細目スクリーン	有効目幅 2.0 mm	1 基	
ばっ気沈砂槽	容量 2.16 m ³ 幅 1.2m×長 1.2m×深 1.5m	1 槽	有効容量：流入時最大汚水量の 3 分間以上 3.92 分
流量調整槽	容量 118 m ³ 幅 6.1m×長 7.8m×深 2.5m	1 槽	有効容量：日平均汚水量の 10 時 間分以上 11.0 時 間
汚水計量槽	容量 0.576 m ³ 幅 0.9m×長 2.3m×深 0.4m	1 槽	有効容量：計画移送水量の 1 分 間分程度 1.07 分
回分槽	容量 239 m ³ 幅 7.8m×長 7.8m×深 4.0m	1 槽	有効容量：日平均汚水量の 22 時 間分以上 22.3 時 上澄水排出越流負荷： 36 m ³ /m・時以下 32.2 m ³ /m・時 BOD 容積負荷： 0.250 kg/m ³ ・日以下 0.239 kg/m ³ ・日
散水ポンプ槽	容量 10.8 m ³ 幅 1.8m×長 4.0m×深 1.5m	1 槽	有効容量：散水量の 10 分間分以 上 120 分
消毒槽	容量 8.97 m ³ 幅 2.3m×長 4.5m×深 1.0m	1 槽	有効容量：回分槽からの流量の 15 分間分以上 16.7 分
放流ポンプ槽	容量 8.80 m ³ 幅 2.0m×長 4.4m×深 1.0m	1 槽	有効容量：回分槽からの水量の 15 分間分以上 16.4 分
汚泥濃縮槽	容量 8.94 m ³ 幅 1.8m×長 1.8m×深 3.1m	1 槽	有効容量：余剰汚泥量の 2 日分 3.47 日
汚泥貯留槽	容量 127 m ³ 幅 1.2m×長 6.1m×深 4.0m×1 槽 幅 3.3m×長 3.75m×深 4.0m×2 槽	3 槽	有効容量：濃縮汚泥量 90 日分以 上 91.9 日

機器

名称	仕様等	数量
スクリーンユニット	ドラムスクリーン 有効目幅 2.0 mm 処理能力 60.0 m ³ /時	1 台
自動微細目スクリーン	有効目幅 2.0 mm 処理能力 45.0 m ³ /時 0.025kw	電動機 1 台
沈砂排出ポンプ	エアリフトポンプ 80A	1 基
流量調整ポンプ	水中汚水汚物ポンプ（着脱式） φ 80 mm×0.536 m ³ /分×7.00m×2.2kw	2 台 （内 1 台予備）
水中攪拌ポンプ	エジェクター式 電動機 2.2kw	2 台

名称	仕様等	数量
汚水流量槽	W900×L2300×H650 mm	1 基
ばっ気攪拌装置	水中エアレーター式 電動機 2.2kw	1 台
上澄水排出装置	フロート式 排出量 36 m ³ /h	1 台
汚泥引抜ポンプ	水中汚水汚物ポンプ（着脱式） φ 50 mm×0.215 m ³ /分×4.00m×0.75kw	1 台
散水ポンプ	水中汚水ポンプ（着脱式） φ 50 mm×0.090 m ³ /分×15.0m×1.5kw	1 台
消毒器	定置式固形塩素剤溶液型 15kg 充填	1 基
放流ポンプ	水中汚水ポンプ（着脱式） φ 100 mm×0.804 m ³ /分×8.00m×3.7kw	2 台 (内 1 台予備)
濃縮槽汚泥引抜ポンプ	エアリフトポンプ Φ 75 mm	1 基
回分槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 40 mm×0.750 m ³ /分×44.2kpa×1.5kw	3 台 (内 1 台予備)
空気流量計	オリフィスプレート式 Φ 80 mm 24-120 m ³ /h	1 基
ばっ気沈砂槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 20 mm×0.222 m ³ /分×25.6kpa×0.4kw	1 台
汚泥濃縮槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 20 mm×0.104 m ³ /分×45.2kpa×0.75kw	1 台
汚泥貯留槽ブロワ	陸上型ルーツブロワー φ 40 mm×0.815 m ³ /分×44.2kpa×2.2kw	1 台

大長谷地区 マンホールポンプ場

名称	設備等	機場名
各マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、通報装置等	鯉江橋 他 32機場
各マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等	
各マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等	

し尿等下水道投入施設
設備

施設の名称及び主要設備	設備数量	仕 様	出 力
し尿沈砂槽	1 槽	有効容量 1.10 m ³	
浄化槽汚泥沈砂槽	1 槽	有効容量 1.10 m ³	
し尿受入槽	1 槽	有効容量 11.76 m ³	
浄化槽汚泥受入槽	1 槽	有効容量 14.01 m ³	
貯留槽（１）	1 槽	有効容量 52.22 m ³	
貯留槽（２）	1 槽	有効容量 51.91 m ³	
希釈混合槽（１）	1 槽	有効容量 22.66 m ³	
希釈混合槽（２）	1 槽	有効容量 21.82 m ³	
バキューム車補給水槽	1 槽	有効容量 10.00 m ³	

機器

施設の名称及び主要設備	設備数量	仕 様	出 力
計量装置	1 基	最大秤量 10t 最小目盛 10kg ロードセル型	
受入口	2 基	口径 200mm エア作動足踏式	
沈砂洗浄タンク	1 基	1.4 m ³	
真空ポンプ	1 基	3.0 m ³ /分×0.067Mpa	7.5kW
沈砂コンテナ	2 基	0.1 m ³	
破碎ポンプ	2 基	相互運転 6.0 m ³ /時 揚程 14mH	11.0kW
計量タンク	1 基	6.0 m ³ /時	
夾雑物除去装置	1 基	6.0 m ³ /時	0.2kW+0.4kW
夾雑物脱水装置	1 基	315kg/時 (WB90%)	2.2kW
油圧ユニット	1 基	2.0L/分×2.0MPa	0.4kW
温水洗浄装置	1 基	0.6 m ³	
高圧洗浄ポンプ	1 台	0.085 m ³ /分×60mH	2.2kW
し渣ホッパー	1 基	2.0 m ³	1.5kW
貯留槽ブロワ	2 基	交互運転 0.8 m ³ /分 55KPa	3.7kW
移送ポンプ	2 基	交互運転 0.8~2.5 m ³ /時 0.1MPa	0.75kW
希釈混合器	2 基	交互運転 0.9 m ³ /分	
放流水監視槽	1 槽	有効容量 200ℓ	
下水道放流ポンプ	2 基	交互運転 1.0 m ³ /分 揚程 10mH	5.5kW
床排水ポンプ	2 基	うち 1 台保管 0.1 m ³ /分 揚程 8mH	0.75kW
希釈水移送ポンプ	2 基	交互運転 0.58 m ³ /分 揚程 10mH	3.7kW
生物脱臭装置	1 基	25 m ³ /分	

ミストセパレータ	1 基	55 m ³ /分	
脱臭ファン	1 基	55 m ³ /分×2.5MPa	5.5kW
活性炭吸着装置	1 基	55 m ³ /分	
空気圧縮機	2 基	42L/分×0.8MPa	0.45kW
エアードライヤー	1 基		
電気計装設備	1 式		

高野茨島マンホールポンプ場
設備

名称	設備等
高野茨島マンホールポンプ場電気設備	操作盤、受動設備、パトライト等
高野茨島マンホールポンプ場機械設備	汚水ポンプ等
高野茨島マンホールポンプ場付帯設備	補助柱等

(別表－３)(第４、６条関係) 業務の範囲

固定的経費相当業務、変動的経費相当業務及び修繕等業務の区分内容

1 固定的経費相当業務

業 務 区 分	個 別 業 務 内 訳	
ア 運転管理業務	処理場運転管理業務	場外施設保守点検業務
	(ア) 保守点検業務 (イ) 運転操作監視業務 (ウ) 水質試験業務 (エ) 事務業務 (オ) その他の業務	(ア) 保守点検業務 (イ) その他の業務
イ 指定維持管理業務	(ア) 消防用設備等点検業務	詳細は別表－26
	(イ) 場内整備（芝刈・除草）業務	
	(ウ) 場内外整備（植栽管理等）業務	詳細は別表－26
	(エ) 清掃業務	詳細は別表－26
	(オ) 脱臭設備活性炭交換業務	
	(カ) マンホールポンプ等点検業務	
	(キ) 有害ガス検知器点検業務	
	(ク) フォークリフト点検業務	
	(ケ) 流量計点検業務	
	(コ) 水質試験設備等点検業務	
	(サ) 電気保安管理業務	詳細は別表－26
	(シ) 自動ドア保守点検業務	
	(ス) 天井クレーン点検業務	
	(セ) トラックスケール定期検査業務	
	(ソ) 汚泥掻寄機点検業務	
	(タ) 河川水質検査業務	
	(チ) 放流水水質分析業務	
	(ツ) 産業廃棄物運搬収集業務	詳細は別表－26

2 変動的経費相当業務

業務区分	個別業務内訳
ア 運転管理業務 (変動費 A 相当)	滅菌用塩素剤の調達管理 高分子凝集剤

3 修繕等業務

業務区分	個別業務内訳
修繕等業務 (小修繕)	施設及び設備の修繕（点検等を含む。） （１件の費用が５０万円未満（税込み）の修繕に限る。）

(別表－４)(第８条関係) 業務の内容

内 容	標準とする周期
１ 委託者との業務打ち合わせ、報告	必要の都度
２ 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業	必要の都度
３ 各業務間の総括管理	必要の都度
４ 業務の履行に伴う庶務	必要の都度
５ 業務計画の作成	必要の都度
６ 業務報告書等の書類の作成及び整理	必要の都度
７ 完成図書等の貸与物品の管理	必要の都度
８ 業務の履行に伴う関係官庁等への諸手続き	必要の都度

(別表－５)(第 10 条関係) 受託者が提出する業務書類(データ)等

1 契約後遅滞なく提出する書類

- | |
|-------------------------------|
| (1) 総括責任者(配置予定責任者)届(契約書第 2 条) |
| (2) 組織表及び職務分担表 |
| (3) 就業形態 |
| (4) 副総括責任者(配置予定副責任者)届 |
| (5) 作業主任者等選任報告書 |
| (6) 業務従事者経歴(届出)書(契約書第 9 条) |
| (7) 運転管理業務計画書 |
| ア 業務概要及び業務内容 |
| イ 年間業務工程表及び労務計画表 |
| ウ 安全管理対策(労働災害防止)及び安全管理組織表 |
| エ 保安教育の内容及び保安教育実施予定表 |
| オ 企画提案時の提案に関する書類 |
| カ その他必要事項 |
| (8) 緊急時体制表 |
| (9) 各種業務継続計画(BCP) |

2 年度業務開始前に提出する書類

年間業務計画表(契約書第 2 条)

3 履行開始時に提出する書類

着手届(契約書第 3 条)

4 年度業務完了後に提出する書類

年間業務報告書(契約書第 12 条)

5 月間業務計画書

- | |
|----------------|
| (1) 運転管理業務報告書 |
| (2) 維持管理業務報告書 |
| (3) 環境管理業務報告書 |
| (4) 情報管理業務報告書 |
| (5) その他関連業務報告書 |
| (6) その他添付書類等一覧 |

6 月間業務報告書等

- | |
|------------------------|
| (1) 業務完了報告書(契約書第 12 条) |
| (2) 業務実施報告書 |
| (3) 運転管理状況報告書 |
| (4) 管理月報 |
| (5) 水質及び汚泥試験月報 |
| (6) 実施修繕一覧表 |
| (7) プラント各月報 |
| (8) 処理薬品使用料記録 |
| (9) 消耗品購入実績一覧表 |
| (10) 産業廃棄物管理票等 |
| (11) その他必要なもの |

7 日報

- | |
|------------|
| (1) 業務日誌 |
| (2) 運転管理日報 |

- (3) プラント各日報
- (4) 水質試験等日報
- (5) 日常巡視点検記録表
- (6) 設備運転記録
- (7) その他必要なもの

8 保守点検記録

- (1) 電気設備点検記録 ※必要に応じてデータも含む
- (2) 機械設備点検記録 ※必要に応じてデータも含む
- (3) マンホールポンプ場設備点検記録 ※必要に応じてデータも含む
- (4) 薬品貯留設備点検記録
- (5) トラッククレーン等定期点検記録
- (6) その他必要なもの

9 その他

- (1) 故障（事故）報告書
- (2) 設備点検補修作業報告書 ※必要に応じてデータも含む
- (3) 修繕協議書及び報告書
- (4) 運転管理用消耗品等及び薬品受払簿
- (5) 指定維持管理業務に係る作業届及び要求水準書等で定める書類
- (6) その他必要なもの

(別表－6) (第 12 条、13 条関係) 総括責任者及び副総括責任者の基準

職 種	基 準
総括責任者	業務全体の責任者で、次の要件を全て満たす者 なお、本業務について専任するものとする。 1 下水道法第 22 条第 2 項に該当する有資格者 2 浄化槽法第 45 条の各号に該当する有資格者 3 標準活性汚泥法又は生物脱窒法（以下「標準活性汚泥法等」という。）による運転管理経験を 5 年以上有する者 4 標準活性汚泥法等の運転管理業務の総括責任者又は副総括責任者の経験を 2 年以上有する者
副総括責任者 1	総括責任者を補佐するとともに代行者としての的確な判断ができ、次の要件を全て満たす者 1 下水道法第 22 条第 2 項に該当する有資格者 2 標準活性汚泥法等による運転管理経験を 5 年以上有する者
副総括責任者 2	総括責任者を補佐するとともに代行者としての的確な判断ができ、次の要件を全て満たす者 1 浄化槽法第 45 条の各号に該当する有資格者 2 オキシデーショondiッチ法等による運転管理経験を 5 年以上有する者

(別表－７) (第 14 条関係) 有資格者の基準

資格者	基 準	備 考
下水道技術者	下水道法第 22 条有資格者	総括責任者、副総括責任者
浄化槽管理士	浄化槽法第 45 条該当者	総括責任者、副総括責任者
防火管理者	消防法第 8 条の該当者	防火管理上必要な「知識・技能」を有していること 防火管理講習修了者、学識経験者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則第 11 条に定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	管渠・マンホール等の第 2 種酸素欠乏危険作業の指揮監督
フォークリフト運転技能者	労働安全衛生規則第 41 条該当者	1 t 以上
玉掛け技能者	玉掛け技能講習修了者 玉掛け特別教育修了者	玉掛け 1 t 以上 玉掛け 1 t 未満
電気工事士	電気工事士法第 4 条該当者	
その他	その他業務の履行に必要な資格者及び労働安全衛生法 59 条第 3 項に定める特別教育修了者 水質試験業務の責任者にあつては、終末処理場において水質管理及び検査業務の経験を 5 年以上有する者	

(注 1) 資格者の兼務は可とする。ただし、総括責任者は下水道技術者以外の資格者を兼ねないこと。

(注 2) 再委託をする場合は、再委託先において資格者を要すること。ただし、水質試験業務の責任者を除く。

(別表－８)(第 17 条関係)

安全衛生管理業務の内容

内 容	標準とする周期
1 業務の履行に伴う安全衛生管理	必要の都度
2 現場事務所の自主管理	必要の都度
3 事務室内の整理、整頓等の簡易な作業	必要の都度
4 保安教育及び訓練 (第 18 条)	必要の都度、年 1 回以上
5 火災の防止 (第 21 条)	必要の都度

内 容	標準とする周期
1 中央監視室における監視、操作、記録等の作業	1 日 24 時間 終日
2 終末処理場、農業集落排水施設及びし尿等下水道投入施設における電気主任技術者の業務 指示による受変電設備の操作及び電力会社との打合せ	必要の都度
3 現場（機器側の操作盤等）における操作等の作業	必要の都度
4 委託者が別に発注する保守点検業務、修繕、建設工事等における施設及び設備の運用、運転及びそれらに関する打合せ	必要の都度
5 電気室内における計器類の指示値の記録等の作業	必要の都度
6 中央監視室内の整理、清掃等の作業	必要の都度
7 夜間の巡視点検	必要の都度
8 設備故障及び処理機能異常時における応急措置並びに原因調査報告	必要の都度
9 保守点検業務に伴う機器の運転及び操作	必要の都度
10 第三者の行う工事等に伴う機器の運転及び操作並びに池あけ作業、復旧操作	必要の都度
11 建築付帯設備の運転及び操作	必要の都度
12 委託者が別途発注する汚泥脱水ケーキ等の場外搬出に伴う立会い及び必要な機器操作	必要の都度
13 施設の調査、点検及び作業等の運転操作に伴う操作票の作成	必要の都度
14 危険物、毒劇物等の取扱い、搬入に伴う立会い及び機器操作並びに管理及び残量報告	必要の都度
15 各機器・設備の運転マニュアルの作成	必要の都度
16 緊急事態時の委託者の指示に従った特別な運転、操作、監視、計測及び記録	必要の都度
17 夜間、休日等における警備対応不能時の電話の受付補助	必要の都度

(別表－10) (第 26 条関係)

物品等調達業務の内容

内 容	標準とする周期
1 別表－11 に示す消耗品等の調達及び管理	必要の都度
2 別表－12 に示す薬品の調達及び管理 (第 28 条)	必要の都度
3 業務履行に係わる備品、部品、材料及び器具等の管理、整理及び整頓等	整理及び整頓等 年 4 回以上
4 別表－13 に示す廃棄物の分別、整理、保管、管理及び処分	必要の都度

(別表－11) (第 27 条関係) 受託者が負担する物品

1. 業務の履行に必要なとする消耗品等

用途区分	物 品	左 の 具 体 例
潤滑油脂 ※ 1	保守点検業務に必要な補充、交換用のオイル、グリス等	送風機用オイル、主ポンプ用オイル、汚泥返送ポンプ用オイル、汚泥掻寄機用オイル、機械式スクリーン用オイル、汚泥掻寄機用グリス、汚泥脱水機減速機用オイル、各種ゲートバルブ軸部用グリス等
修繕補修用材料 電気機械消耗品	保守点検業務の範囲内で行う簡易な修繕修理に使用する一般汎用品であるボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、ウエス、洗浄油、塗装資材等の補修用材料 設備の簡易な故障修理時等に交換する消耗品	一般汎用品である照明器具、ボルト、パッキン、豆電球、端子、蛍光管、コーキング材、電線、コンセント、アンカー、ゴムキャップ、結束用材、パイプ、ソケット、バルブ、バンド、カップリング、ホース、ゴム板、ロープ、ウエス、機器洗浄油類、塗料、塗装用刷毛、シンナー、薄め液、錆止め材、エアフィルターエレメント等
水質試験、自動測定器等消耗品	水質試験、測定等に必要な消耗品	チューブ、ガス管、脱脂綿、ラベル、pH試験紙、紙雑巾、ティッシュペーパー、ガーゼ、ポリ袋、シールテープ、アルミホイル、真空ホース、ホースバンド、手袋、器具洗浄用ブラシ、硝子繊維ろ紙、ガラスセル等
水質試験試薬 ※ 2	要求水準書に示す水質試験等及び臨時的に行う試験を実施するのに必要な試薬	D P D試薬、過マンガン酸カリウム、シュウ酸ナトリウム、硫酸 1 + 2、硫酸銀、硫酸マグネシウム溶液、塩化カルシウム溶液、塩化鉄 (Ⅲ) 溶液、亜硫酸ナトリウム、硫酸、ワセリン、硝酸銀溶液等
報告記録用紙	保守点検、運転監視等の受託業務の記録に用いる各種記録報告用紙類	プリンター用紙、コピー用紙、連続用紙、感熱紙等
清掃用具	清掃作業に用いる用具	バケツ、ブラシ、モップ、ワイヤブラシ、クレンザー、たわし、洗浄剤等
衛生用品	石鹼、消毒液、殺虫剤、救急薬品等	
その他	連絡用自動車、除草機器、可搬式エンジン等に必要な燃料	ガソリン、軽油、混合油
	日用品、事務用品等 維持管理用薬剤	受託者が専ら使用する照明管球類含む 消泡剤、除草剤、植栽用消毒剤、固形塩素剤等

※ 1 オーバーホール時の交換、特殊なオイル、グリス類は除く。メーカー指定がある潤滑油脂は同等品以上のものを使用すること。委託者から規格等指示あるものは、その指示に従うこと。

※ 2 日本下水道協会発行「下水試験方法」等に規定するもので、試験の実施に支障ないものを用いること。委託者から特に規格等指示あるものは、その指示に従うこと。

2. 専ら使用する備品等

(1) 工具及び測定機器類

ア 機械工具

スパナ類、レンチ類、ペンチ類、プライヤー類、ドライバー類、ハンマー類、ドリル類、ヤスリ類、ノコギリ類、タガネ類、カッター類、ポンチ類、グラインダー類、砥石類、ブラシ類、コンパス類、万力類、トーチランプ、油さし、グリースガン、ショベル類、はしご類、ロープ類、携帯用工具箱、台車、その他

イ 電機用具

圧着ペンチ、絶縁ペンチ類、ドライバー類、電工バンド類、投光器、コードリール、懐中電灯類、トランシーバー

ウ 測定器具

絶縁抵抗計、検電器、テスター、クランプメータ、回転計、ノギス、スケール類、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、ストップウォッチ、温度計

エ 水質試験器具

ガラス器具等の例	試験用器具等の例
駒込ピペット、メスシリンダー、ポリシリンダー、共栓付メスシリンダー、比色管、ビーカー、ポリ瓶、温度計、スライドガラス、カバーガラス	比色管立て、攪拌子、攪拌子取出棒、駒込ピペット用スポイト、スプーン、ピンチコック、洗ビン、バケツ、透視度計、ゴム手袋、ブラシ、ロープ、散気用エアストーン、かご

(2) その他

連絡用自動車、沈砂・しき運搬用自動車、電話機、事務用机、事務用椅子類、書庫類、黒板類、複写機、被服類、下足箱、傘立、清掃具収納庫、写真機、ロッカー類、食器棚、茶器類、寝具類、テレビ、ラジオ、冷蔵庫、洗濯機、電気掃除機、履物類

3 その他

- (1) 間接業務費、諸経費に含まれる備品等については積算要領に例示されているので留意すること。
- (2) 清掃業務に係る機械器具及び清掃資材は、受託者が負担すること。
- (3) 植栽管理業務に必要な刈払い機及び芝刈り機は、委託者から貸与する。
- (4) 受託者が購入した上記1, 2(1)及び(2)の物品の資産の帰属は、上記1の受託者が専ら使用する日用品、事務用品等、2(1)ア、イ、ウ及び(2)を除き委託者に帰属する。
- (5) 受託者が負担する物品であっても、委託者が所有する物品を委託者からの貸与又は委託者の承諾を得て受託者が使用することができる。

(別表－12) (第 28 条関係)

調達する薬品

公共下水道処理場

品 目	使用設備	主な仕様
次亜塩素酸ナトリウム	水処理棟消毒設備	・有効酸素濃度 12%以上 ・塩化ナトリウム濃度 4%以下
高分子凝集剤	管理棟 回転加圧式脱水機	・カチオン系ポリマーアミド 不純物 0.1%未満含有

農業集落排水処理場

品 目	使用設備	主な仕様
次亜塩素酸ナトリウム	水処理棟 消毒設備	・有効酸素濃度 12%以上
スウィーパー H15	小・中型浄化槽	・有効塩素濃度 90%以上
スウィーパー H100	中・大型浄化槽	・有効塩素濃度 90%以上

(別表－13) (第 29 条関係) 受託者が処分する廃棄物

受託者が専ら使用する場所から排出される廃棄物 左欄に掲げる種類の廃棄物は、全てを対象とする。

種 類	左 の 具 体 例
・ 事務室、作業員控室、中央監視室等から発生する廃棄物	紙屑、茶がら、プラスチック製容器包装、缶、ビン、ペットボトル、乾電池、作業着、古紙、不燃ごみ

1 受託者が実施した業務から排出される廃棄物

左欄に掲げる種類の廃棄物のうち、右欄に掲げるものを対象とする。

種 類	左のうち対象とする廃棄物
・ 薬品等の調達で発生する廃棄物 ・ 保守点検業務等で発生する廃棄物 ・ 水質試験で発生する廃棄物 ・ その他の業務で発生する廃棄物	納入薬品等の包装用材ウェス、ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、廃油、廃蛍光管 水質試験廃液、ガラス器具、試験用器具、空ビン、空容器 清掃用具、剪定枝葉、落葉等

(別表－14) (第 30 条関係)

水質試験等業務の内容

内 容	標準とする周期
1 試験用試料の採取及び各種試験	日 1 回以上
2 試験結果の整理及び報告書の作成	必要の都度
3 水質試験室の整理整頓	必要の都度
4 試験に用いる全ての薬品等の管理及び残量報告	必要の都度
5 精度管理の実施及び報告	必要の都度
6 災害、故障、事故及び異常流入等における水質等の分析及び報告	必要の都度
7 その他委託者の指示による試験	必要の都度

(別表－15) (第 31 条関係)

保守点検業務の内容

保守点検業務は以下に示すほか、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2020 年版（以下「維持管理積算要領」という。）第 4 編下水道施設機械・電気設備保守点検基準に基づき行うこと。

保守点検業務には建築付帯設備及び水質試験用機器を含む。

なお、電気設備で保安規程が定められている箇所は同規程によること。

内 容	標準とする周期
1 日常点検 運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、原則として毎日（場外設備等にあつては、定める周期ごとに、電気設備にあつては保安規程で定める周期ごとに）行う点検。主として目視等による確認、調整及び記録等の作業。	(1) 終末処理場設備、放流渠 日 1 回以上 (2) 放流渠堤外水路 月 1 回以上 (3) マンホールポンプ場 a 制御盤 月 1 回以上 b マンホール内部の配管、ポンプ等 月 1 回以上 (4) し尿等下水道投入施設 a 設備巡回 日 1 回以上 b 水質状況確認 日 1 回以上 c 前処理ライン洗浄 日 2 回以上 d 脱臭・活性炭装置 週 1 回以上 e 沈砂槽除砂作業 週 1 回以上 (5) 農業集落排水処理場設備 週 2 回以上 (6) 農業集落排水マンホールポンプ場 a 制御盤 月 1 回以上 B マンホール内部の配管、ポンプ等 月 1 回以上
2 定期点検 機器及び設備の損傷、腐食及び磨耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。	(1) 終末処理場（建築付帯設備を含む） 機械設備 月 1 回以上 電気設備 保安規程による。 (2) 農業集落排水処理場（建築付帯設備を含む） 機械設備 月 1 回以上 電気設備 保安規定による (2) 上記以外の設備（建築付帯設備を含む） 機械設備 月 1 回以上 電気設備 保安規程による。
3 臨時点検 日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備等の異常に対して状況を確認するために実施。	必要の都度

4 定期自主点検 法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業（維持管理積算要領第4編別表定期自主点検表）（令和2年度版）」参照）	法令等で定める周期以上
5 簡易な故障修理及び消耗品の交換 特殊な機器部品でなく、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで処置できる修理及び別表-11に示す維持管理用消耗品等の交換	必要の都度
6 点検設備等周辺の清掃 機器及び設備の据付場所、水路、最終沈殿池トラフ等の清掃、土壌脱臭設備の管理、補修塗装等の作業	(1) 機器及び設備の据付場所の清掃 月1回以上 (2) 水路の清掃 月1回以上 (3) 最終沈殿池トラフの清掃 月1回以上 ただし、防藻対策をしていない系列については 週1回以上（4月～10月） 月1回以上（11月～3月） (4) 塗装補修 必要の都度 (5) 農業集落排水処理場 機器及び設備の据付場所の清掃 月1回以上 (6) 農業集落排水処理場最終放流槽の清掃 必要の都度
7 業務範囲内の警備及び施錠（別途業者による警備区域は除く。）	毎日 施錠：毎夕、解錠：毎朝
8 業務範囲内の芝生の灌水	必要の都度
9 放流渠及びせせらぎ水路の簡易清掃	月1回以上
10 し渣及び沈砂の搬出、運搬	必要の都度
11 施設の保安全管理	必要の都度
12 場内除雪及び落雪防護柵・融雪装置等の設置、撤去	必要の都度
13 場内及び場外施設設備の冬期対策及び解除	必要の都度

※その他記載のないものは、必要の都度協議の上、決定することとする。

(別表－16) (第 33 条関係)

修繕等業務の内容

内 容	標準とする周期
施設及び設備の修繕（点検等を含む。）	必要の都度

(別表－17) (第 34 条関係) 場内整備等環境保全対策業務の内容

内 容	標準とする周期
1 業務範囲の設備及び室内外の清掃、除草等 ※日頃から清潔に保つよう心掛けること	必要の都度
2 業務範囲内道路、排水溝及び水処理棟屋上排水口等の清掃	必要の都度
3 場内の立木等枝の剪定	必要の都度

(1) 法定基準

表 3. 1 法定基準 (法律で定めた基準)

名 称	項 目	範 囲
中条浄化センター	p H	5.8以上 ～ 8.6以下
	B O D (mg/L)	15.0以下
	S S (mg/L)	20.0以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800

※水質汚濁防止法、新潟県水質汚濁防止条例に基づく排水基準を定める条例による。

(2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の 2 つの基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】(下水道事業計画で定めた基準)

日常の施設運転において実施する水質試験(受注者による水質試験(放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。)、法定検査及び契約約款第 20 条第 1 項に定める検査)の各測定値が満足すべき契約基準。

表 3. 2 契約基準Ⅰ (各回測定値が満足すべき基準)

名 称	項 目	範 囲
中条浄化センター	p H	6.0以上 ～ 8.0以下
	B O D (mg/L)	9.0以下
	S S (mg/L)	18.0以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800

【契約基準Ⅱ】(本業務で定めた要求水準)

上記の全水質試験の各年度の年平均値(各測定日の間隔を考慮した加重平均値)において満足すべき契約基準。

表 3. 3 契約基準Ⅱ (平均値が満足すべき基準)

名 称	項 目	範 囲
中条浄化センター	B O D (mg/L)	8.0以下
	S S (mg/L)	15.0以下
し尿等下水道投入施設	P H	5.7以上 ～ 8.7未満
	S S (mg/L)	300mg/L未満

(3) 農業集落排水放流水基準 (浄化槽法によるもの)

・乙処理場

基 準	項 目	範 囲
計画放流水質	P H	5.8 以上 ～ 8.6 以下
	B O D (mg/L)	20.0 以下
	S S (mg/L)	50.0 以下
	大腸菌数	800 以下
浄化槽法第 4 条 水質の技術上の基準 2001 人以上	B O D (mg/L)	30 以下
	B O D 除去率 (%)	85 以上

・黒川処理場

基 準	項 目	範 囲
計画放流水質	P H	5.8 以上 ～ 8.6 以下
	B O D (mg/L)	20.0 以下
	S S (mg/L)	50.0 以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下
浄化槽法第 4 条 水質の技術上の基準 2001 人以上	B O D (mg/L)	90 以下
	B O D 除去率 (%)	65 以上

・鼓岡処理場

基 準	項 目	範 囲
計画放流水質	P H	5.8 以上 ～ 8.6 以下
	B O D (mg/L)	20.0 以下
	S S (mg/L)	50.0 以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下
浄化槽法第 4 条 水質の技術上の基準 2001 人以上	B O D (mg/L)	30 以下
	B O D 除去率 (%)	85 以上

・大長谷処理場

基 準	項 目	範 囲
計画放流水質	P H	5.8 以上 ～ 8.6 以下
	B O D (mg/L)	20.0 以下
	S S (mg/L)	50.0 以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下
浄化槽法第 4 条 水質の技術上の基準 2000 人以下	B O D (mg/L)	60 以下
	B O D 除去率 (%)	70 以上

加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	...
測定 ↓ 結果A				測定 ↓ 結果B			測定 ↓ 結果C				測定 ↓ 結果D			

$$\text{年平均} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div X$$

※年度をまたぐ平均値の計算(契約基準Ⅱ)は、前年度の最終測定結果の値を適用するものとする。

※X の値は、それぞれの年度における業務実施日数

令和 9 年度：365 日 令和 10 年度：365 日 令和 11 年度：365 日 令和 12 年度：364 日

※流入水が別表 19 に示す流入基準を超過している場合(やむを得ない場合により放流水質契約基準Ⅰの未達が生じた場合を含む。)の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。(基準逸脱が無視できる程度のときは受注者からの協議で除外しなくてもよい。)

※市発注工事等に起因する放流水質の基準未達については除外する。

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 7. 1 流入水の水量

名 称	流入水量 (m ³ /日)	
	年度	日最大
中条浄化センター	R 3	9, 119
	R 4	13, 665
	R 5	8, 481
	R 6	8, 346
中条乙処理場	R 3	934
	R 4	1, 501
	R 5	892
	R 6	892
黒川処理場	R 3	1, 476
	R 4	2, 640
	R 5	1, 261
	R 6	1, 405
鼓岡処理場	R 3	815
	R 4	1, 049
	R 5	670
	R 6	776
大長谷処理場	R 3	196
	R 4	270
	R 5	159
	R 6	190

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 7. 2 流入水の水量

名 称	流入水量 (m ³ /日)	
	年度	日最大
中条浄化センター	R 3	7, 282
	R 4	8, 415
	R 5	7, 333
	R 6	6, 706
中条乙処理場	R 3	940
	R 4	1, 042
	R 5	865
	R 6	853
黒川処理場	R 3	1, 325
	R 4	1, 272
	R 5	1, 225
	R 6	1, 065

鼓岡処理場	R 3	639
	R 4	636
	R 5	636
	R 6	550
大長谷処理場	R 3	131
	R 4	158
	R 5	131
	R 6	118

(3) 流入予測水量

事業期間中の流入予測水量は、以下のとおりとする。

表 7. 3 流入予測水量

名 称	流入水量 (m ³ /日)	
	年度	日最大
中条浄化センター	R 3	8,361
	R 4	8,254
	R 5	7,815
	R 6	7,237
中条乙処理場	R 3	813
	R 4	927
	R 5	802
	R 6	844
黒川処理場	R 3	1,072
	R 4	1,270
	R 5	970
	R 6	1,004
鼓岡処理場	R 3	568
	R 4	548
	R 5	479
	R 6	509
大長谷処理場	R 3	102
	R 4	145
	R 5	108
	R 6	111

(別表－20) (第 36 条関係) 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水质が、別表 18 に示す放流水質基準を満足できない場合、以下の手続きを行う。

(1) 契約基準Ⅰの未達の場合

第 1 段階：未達の確認、報告・通知及び追加の水质計測

- ・受注者は、水质計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準Ⅰ、放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに発注者に報告し、追加の水质計測を実施する。
- ・発注者は、法定検査、第 20 条第 1 項の検査等により放流水質が放流水質契約基準Ⅰ、放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受注者に通知するとともに、受注者は追加の水质計測を実施する。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質契約基準Ⅰ未達の場合には、受注者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・放流水質法定基準未達の場合には、発注者の指導、監督に従い、受注者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・流入水が流入基準を満たさないことに起因する場合は、発注者と対応を協議する。
- ・受注者は、追加の水质計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準Ⅰを満足できるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、流入水が流入基準を満たさない場合及びやむを得ない事態による場合は、受注者は原因究明、改善計画書の作成、改善措置の実施に係る費用を発注者に請求することができる。

第 3 段階：委託費の減額

- ・流入水が原因である場合及び真にやむを得ない事態による場合を除き、発注者の判断により委託費を減額することができる。

第 4 段階：契約解除、違約金

- ・流入水が原因である場合及びやむを得ない事態による場合を除き、放流水質契約基準Ⅰを満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が速やかに提出されない場合や改善計画書どおりに業務を行わない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対し違約金を請求することができる。

(2) 契約基準Ⅱの未達の場合

第 1 段階：未達の確認・報告

- ・受注者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告する。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、受注は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、改善措置を実施する。
- ・受注者は、必要に応じ追加の水质計測を行い改善措置の効果を確認し、改善状況を発注者に報告する。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。

第 3 段階：委託費の減額

- ・放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、発注者の判断により委託費を減額することができる。

第4段階：契約解除、違約金

- ・改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合、発注者は、本契約を解除することができる。この場合、発注者は違約金を請求することができる。

別表 19 に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、本件施設において対応可能な範囲内の雨天時浸入水等については、受注者が適切な措置をとって対応する。なお、下記の措置等を行ってもなお対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

- ・ 気象情報等を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・ 流入水の水量が時間最大流入水量(中条浄化センターは 329 m³/時、中条乙処理場は 35 m³/時、黒川処理場 44 m³/時、鼓岡処理場 21 m³/時、大長谷処理場 4 m³/時)を上回った場合であっても、汚水ポンプで対応できる範囲ではすべての汚水ポンプを稼働させる等により適切な運転を行う。
- ・ ポンプ井水位を常に監視し、管渠からの溢水を防止するよう努力すること。
- ・ 流入ゲート等の操作により、沈砂池の機械類の水没の防止にも注意を払うこと。
- ・ 水処理、汚泥処理についても、中条浄化センターの管理者として、自らの知見を動員し水環境の保全に努めること。

(別表－22) (第 36 条関係) 流入基準未達の場合の対応をし、放流水質の基準を超えた場合

- (ア) 流入水量が別表19に示した基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合
(別表21に相当する場合) の特別な処理にかかった経費は発注者が負担する。

ただし、この場合は事前に方法等を受注者は発注者に確認するものとする。

別表21に相当する場合、別表18に示す契約基準Ⅰを満たさない場合でも、委託費の減額は行わない。この時、放流水が別紙1に示す法定基準又は別紙5に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

- (イ) 流入水質が別表19に示す流入基準を超えた場合

放流水質が別表18に示す法定基準を満たし、脱水汚泥が別表23に示す法定基準を満たす場合の委託費は、流入基準を満たさない流入水进行处理して放流水質法定基準を満たすために要する費用をいう。なお、追加費用の支払いについては、当該年度の最終月に清算する。

また、放流水が別表18に示す法定基準又は別表23に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金、第三者からの損害賠償は受注者が負担するものとする。

(1) 法定基準

表 10.1 脱水汚泥に関する法定基準 (事業計画)

脱水汚泥	中条浄化センター	含水率	85.0%以下
------	----------	-----	---------

(2) 契約基準

脱水汚泥に関する契約基準については、以下の 2 つの基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する脱水汚泥の含水率に関する月平均 (R6 基準) において満足すべき契約基準。日常の含水率は、施設稼働時に最低 1 回以上測定し、その平均を求めた日平均を記載する。

表 10.2 契約基準Ⅰ (測定値 (日平均値) が満足すべき基準)

脱水汚泥	中条浄化センター	含水率	81.0%以下
------	----------	-----	---------

【契約基準Ⅱ】

脱水汚泥の含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値 (R4～R6 基準) において満足すべき契約基準。

表 10.3 契約基準Ⅱ (年平均値が満足すべき基準)

脱水汚泥	中条浄化センター	含水率	80.0%以下
------	----------	-----	---------

※年平均値 (加重平均値) を算定する際の各測定日の間隔については、別紙 18 に定める放流水質に関する契約基準Ⅱの規定を準用する。

※汚泥に関する契約基準Ⅰ また契約基準Ⅱ を満足しない場合の対応については、放流水水質基準を満足しない場合の対応と同様とする。

※市発注工事等に起因する汚泥処理の含水率基準の未達については除外する。

(別表－24) (第 36 条関係) 別表 18 及び別表 23 に示す契約基準Ⅱに対する要求水準未達の場合
放流水が別表 18 又は汚泥が別表 23 に示す契約基準Ⅱを満たしていない場合は、発注者の判断のもと受注者からヒアリングを行い罰則等おこなうものとする。

(別表－25) (第 38 条関係) 受託者が負担すべき経費の内容

固定的経費相当業務以外の指定項目

・公共下水道処理施設

品目	内 容	費用	備考
通信運搬費	携帯電話の使用料金	72,000 円/年	昱工業株式会社①
通信運搬費	マンホールポンプ場遠方監視通信費	1,405,800 円/年	
備消耗品費	施設で使用する備消耗品費	700,000 円/年	
修繕費	施設の修繕費	1,500,000 円/年	

※①昱工業㈱と指定する

・農業集落排水処理施設

品目	内 容	費用	備考
通信運搬費	処理場電話料	157,608 円/年	昱工業株式会社①
通信運搬費	マンホールポンプ場遠方監視通信費	2,039,400 円/年	
通信運搬費	マンホールポンプ場遠方監視通信費	316,800 円/年	敦井産業株式会社②
光熱水費	黒川処理場 LP ガス代	6,600 円/年	
備消耗品費	施設で使用する備消耗品費	1,500,000 円/年	
修繕費	施設の修繕費	500,000 円/年	

※①②昱工業㈱製及び敦井産業㈱と指定する

・し尿等下水道投入施設

品目	内 容	費用	備考
通信運搬費	警報用通信費	34,632 円/年	㈱朝日ネット①
備消耗品費	施設で使用する備消耗品費	100,000 円/年	

※①㈱朝日ネットと指定する

(別表－26) (第6条関係)

固定的経費相当業務詳細

業務名	回/年	備考
消防用設備点検業務 ・中条浄化センター管理棟 ・乙処理場 ・黒川処理場 ・鼓岡処理場 ・大長谷処理場 ・し尿等下水道投入施設	総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年 総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年 総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年 総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年 総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年 総合点検 1 回/年 機器点検 2 回/年	別表－3 イの(ア) 炭化設備棟を含む
場内外整備(植栽管理等)業務 ・松の剪定、さつき及びつつじの冬囲い	1 回/年	別表－3 イの(ウ)
清掃業務 ・管理棟の清掃	床洗浄・磨き上げ (596.2 m ²) 4 回/年 床洗浄・ワックス (596.2 m ²) 4 回/年 ガラス窓清掃 (195.6 m ²) 2 回/年 正面玄関天井部清掃 (48 m ²) 1 回/年	別表－3 イの(エ)
電気保安管理業務 ・中条浄化センター ・乙処理場 ・黒川処理場 ・鼓岡処理場 ・し尿等下水道投入施設	年次点検 1 回/年 定期点検 12 回/年 年次点検 1 回/年 定期点検 6 回/年 年次点検 1 回/年 定期点検 6 回/年 年次点検 1 回/年 定期点検 6 回/年 年次点検 1 回/年 定期点検 6 回/年	別表－3 イの(サ) ※災害等の場合を考慮し、契約相手は一般社団法人東北電気保安協会とする
産業廃棄物運搬収集業務 ・分析廃液処理、その他廃棄物回収	1 回/年	別表－3 イの(ツ)

(別表－27) (第 39 条関係)

社会貢献等業務の内容

内 容	標準とする周期
1 見学案内 (1) 受付と事前打合せ (2) 学校見学時の顕微鏡による微生物観察、処理過程等の説明及び場内案内 (3) 委託者の指示に基づく学校以外の見学者に対する対応((2)に準じる。)	必要の都度